

滯獄日數ヲ本罪内ニ算入シタル者四百四十九人第四十九表見合之ヲ前年ニ比スレ
 ハ七十六人ヲ減少セリ前年ハ五百二十五人即チ一日ヨリ十日ニ至ル者百零八人十日
 ヨリ五十日ニ至ル者二百十一人五十日ヨリ百日ニ至ル者三十一人百日ヨリ
 半年ニ至ル者二十人半年ヨリ一年ニ至ル者五人一年ヨリ二年ニ至ル者二人
 二年ヨリ三年ニ至ル者一人滯獄日數本罪ニ過キ直ニ放免セララル、者七十一
 人ナリ
 存留養親ノモノ百二十二人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ二十六人ヲ増加セリ前年
ハ九十即チ全罪取贖スル者百零九人棒鎖三日ノ上取贖スル者十六人ナリ
 瘋癲人人ヲ殺傷スル者十六人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ増減ナシ即チ人ヲ殺
 ス者六人人ヲ傷スル者十人ナリ
 士族破廉耻甚ノ罪ヲ犯シ除族取祿セララル、者七十一人ナリ之ヲ前年ニ比ス
 レハ五十三人ヲ減少セリ前年ハ百二十四人
 死後刑名宣告ノ者九人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ三十五人ヲ減少セリ前年ハ四十四人
 外國人關涉ノモノ五十五人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ十六人ヲ増加セリ前年ハ三

清國人罪ヲ犯ス者七十六人ナリ之ヲ前年ニ比スレハ二十一人ヲ増加セリ前年
ハ五十五人

右數項ノ條件ニ付其増減ノ最モ人心ニ感觸スル者ハ加等ノ刑ヲ受ル者數罪
 俱發スル者數度刑ヲ受ル者等ニシテ就中數度刑ヲ受ケタル者七千六百著シ
 ク増加セシ是ナリ試ミニ右數度刑ヲ受ケタル人員ノ中懲役五年以上乃至死
 刑ニ處セラレタル者千五百零五人ヲ以テ本年懲役五年以上乃至死刑ニ處セラレタ
 ル總數千九百八十七人ニ對照セハ其半數ヲ超過セリ夫レ此ノ如ク數度罪ヲ犯ス者
 ノ多キ八年ヲ逐テ廉耻ノ心ヲ失スルノ徵効ニ非ル歟之ニ反シテ刑ヲ輕減セ
 シ者増加シテ滯獄日數ヲ本罪内ニ算入セシ者士族破廉耻甚ノ罪ヲ犯シ除族
 取祿セララル、者ノ減少セシハ喜フヘキナリ且死後刑名宣告セシ者ノ減少セ
 シハ唯本年ノミナラス爾後殆ント其跡ヲ絶ツニ至ルヘシ此レ本年六月第八
 十六號布告ヲ以テ改定律例第三百十八條ヲ改メ未タ斷決セスシテ死亡スル
 者ハ其罪ヲ論セスト爲スヲ以テナリ又外國人ニ關涉セシ罪犯及ヒ清國人犯
 罪ノ増加セシハ各國人民我國ニ居留スル者年ヲ逐フテ増加スルニ至リ其罪
 犯ノ多キヲ加フルモ亦自然ノ勢ナリ今此増減ヲ左ニ示ス

減等處刑ノモノ 加等處刑ノモノ 二罪以上俱發ノモノ 二度以上刑ヲ受ケシモノ 滯獄日數本罪ニ算入セシモノ 犯罪存留養親ノモノ 瘋癲人人ヲ殺傷スルモノ 士族破産甚ノ罪ヲ犯シ 除族收録セラレタルモノ 死後刑名宣告ノモノ 外國人關涉ノモノ 清國人ノ犯罪者	八 年 全 員	九 年 全 員	八 年 ヨ リ	減	七、五七二	七、八三一	二、五九	
					四、三二一	四、六八四	三、六三	
	五、二九三	五、八五九	五、六六					
	五、一八五	七、六六一	二、四七六					
	五、二五	四、四九						
	九、六	一、二二	二、六					
	一、六	一、六						
	一、二四	七、一						
	四、四	九						
	三、九	五、五	一、六					
	五、五	七、六	二、一					

國事犯處分自第五十五表至第五十八表

本年熊本萩福岡等ニ設ケタル臨時裁判所及ヒ大審院ニテ處斷セシ國事犯被告人ノ數ハ八百四十八人表第五十五内無罪放免セラル、者十九人拘留中死亡セシモノ一人免罪ノ處分ヲ受タル者五百五十七人懲役百日以下ノ者百四十六人一年以上三年以下ノ者七十四人五年以上十年以下ノ者三十二人終身ノ者六人死刑ノ者十三人ナリ

右處斷區別ヲ舉レハ除族セラレタル者百三十三人贖罪收贖ノ處分ヲ受タル者二人ナリ

清國在留人處分第五十九表

清國領事廳ニテ處斷セシ常事犯被告人ノ數ハ二十六人ニシテ表第五十九皆懲役十日以上百日以下ノ處斷ヲ受ケタル者ナリ右處斷區別ヲ舉レハ實斷ノ者三人贖罪收贖セラル、者二十三人ナリ而シテ該廳へ刑事裁判權ヲ委任セシハ本年即チ明治九年ニ在ルヲ以テ前年ニ比較シテ其増減ヲ示ス能ハス

本年常事犯國事犯ニ關スル者ニシテ檢察官求刑ノ人員十三萬七千二百三十五人ナリ而シテ之ニ前年ノ未決人員一萬六千四百三十八人ヲ加フレハ十五萬二千九百九十六人ニシテ内既決人員ハ十二萬五千四百五十八人懲役限内依リ役限ヲ増加シ及ヒ種々ノ理由ニ未決人員ハ一萬零二百七十四人ナリ然レモ右既決人員中全免減等無科呵責ニ處斷セシ者一萬七千五百六十八人贖罪收

贖ニ處斷セシ者五萬二千三百八十八人犯則ニ觸レ罰金ヲ科セラレタル者一萬二千五百七十九人ヲ除ケハ實決ノ刑ヲ受ケタル人員ハ四萬二千九百二十三人ニシテ全員三分ノ一ニ當ル右實決人員ヲ全國ノ人口ニ比例スレハ左ノ如シ

懲役十日以上百日以下 三萬九千四百八十五人 人口八百六十五人ニ付
 全 一年以上三年以下 一千三百七十八人 人口二萬四千七百九十七人ニ付
 全 五年以上十年以下 一千三百十二人 人口二萬六千〇四十五人ニ付
 全 終身 三百零二人 人口十一萬三千四百四十八人ニ付
 死刑 三百九十一人 人口八萬七千三百九十三人ニ付

茲ニ全國ノ罪犯ヲ網羅シテ一目瞭然ナラシメンカ爲メ左ノ表ヲ作ル

事 常	大 審 院		全 員	全 免	無 科	呵 責	懲 役 十 全 一 年 全 五 年 日 以 上 百 以 上 三 年 以 上 十 年 日 以 下 以 下	全 終 身	死 刑	罰 金	禁 獄
	各 上 等 裁 判 所	各 府 縣 裁 判 所 各 縣									
清國在留領事廳	一	二六	二六								
各府縣裁判所各縣	一四七	一一四四三六	一一五九一三	一〇五二〇	六四四七	九一五三〇	一四九	二九六	三七八	一一五〇六	六九
大 審 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各 上 等 裁 判 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各 府 縣 裁 判 所 各 縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清國在留領事廳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

事 國	大 審 院	臨 時 裁 判 所			合 計
		熊 本	秋 萩	福 岡	
大 審 院	八	三七五	三〇三	二四二	一一一三
合 計	八	三七五	三〇三	二四二	一一一三
懲 役 十 日 以 上 百 日 以 下					六四五六
無 科					九一八二七
呵 責					一一四五六
全 免					一一四四五
全 終 身					三〇三
死 刑					三九一
罰 金					一一一五〇九
禁 獄					七〇

禁獄ノ人員ハ其日數ニ照シ懲役ノ區ニ入レ除族ノ人員ハ懲役十日以上百日以下ノ區ニ入ル但シ最下ノ禁獄ハ讒謗律新聞條例ノ犯者ナリト知ル可シ
 罰則人員中罰金禁獄ノ人員ハ禁獄ノ區ヘ合載シ罰金沒収ノ人員ハ罰金ノ區ニ合載ス清國人ノ犯罪ハ總テ除算ス

明治九年刑事訴訟表

正誤

- 四丁表他人罪ヲ犯シ官ノ云々ノ下第一區(八三)八(八三)ノ誤
- 八丁表福岡縣支廳ノ下第七區(二九)八(三九)ノ誤
- 九丁表彌外上層ノ(續キ)ハ行
- 同丁佐賀區裁判所ノ下第三區(二八)二(二七)區(一四)三(一三)四ノ誤
- 十一丁表十七行(三等親)ハ(二等親)ノ誤
- 十四丁表五行(清乙)ハ(清子)ノ誤
- 同丁表八行(故殺)ハ(故殺)ノ誤
- 十六丁表火ヲ失シテ人ヲ燒死ニ致スノ下第五區(二)ヲ脱ス
- 同丁表十六行(逃走)ハ(逃走)ノ誤
- 廿丁表十七行(養父)ハ(養父)ノ誤
- 廿三丁表廳名中北條縣ノ(條)ハ(條)同居ノ卑幼尊長ニ云々ノ下第五區(二)八(三)ノ誤
- 廿五丁表官廳及余ノ文書云々ノ下第十四區(三)ヲ脱シ十五區(三)八(二)ノ誤
- 廿八丁表愛媛縣ノ下第四區(七)〇(二九)八(一〇)二九ノ誤
- 同丁表香川縣ノ下第一區(二)〇(八)三(〇)ノ誤
- 廿九丁表人ヲ謀殺ス云々ノ下第一區(四)八(五)第七區(三)八(三)子孫ヲ殺スノ下第一區(九)八(二)第六區(一)六(二)五ノ誤
- 三十一丁表金錢衣類物品ヲ竊取云々ノ下第一區(一)一(三)二(一)三(三)ノ誤及第四區(三)ヲ脱ス金錢衣類物品ヲ買認云々ノ下第一區(一)六(一)四ノ誤第四區(二)八行第十二行(不挂法)ノ事ニヨリ財ヲ受ケ及求爲スハ(官更賍)ヲ受ル等ノ事ニヨリ說事過錢)スノ誤
- 三十九丁表標目收贖中無力不能贖賣斷男ノ區(自五年至三年)ノ(三)八(十)ノ誤
- 四十丁表松本區裁判所ノ下第三區(三)三(八)二(三)ノ誤同第十八行(同運)ノ三字ハ行
- 四十一丁表石川縣本廳ノ下第二區(二)九(二)八(三)九(二)第八區(二)八(三)廿二區(三)八(三)ノ誤
- 同丁表山口區裁判所ノ下第二區(四)二(三)八(二)三(三)官或上等ノ下第一區(二)一(五)一(八)八(八)ノ誤
- 四十二丁表標目收贖中無力不能贖賣斷男ノ區(自五年至三年)ノ(三)八(十)函館區裁判所ノ下第一區(二)五(八)三五ノ誤佐賀區裁判所ノ下第十八區(二)ヲ脱ス
- 四十五丁表長崎ノ下第二區(二)八(四)ノ誤
- 五十丁表鶴岡羽前ノ下第十一區(五)九(八)九五ノ誤
- 五十八丁表群馬上野ノ下第一區(二)ヲ脱ス

六十二丁 表林田羽後ノ下第三區(六〇)八(一〇六)ノ誤
七十三丁 表十五歲已上云々ノ下第七區(三〇八)三(三〇七)ノ誤
七十四丁 表山梨ノ下第六區(三〇一)八(三〇七)ノ誤
同丁 表高知ノ下第十四區(二二四)八(二二四)ノ誤合計ノ下第十三區(二)ヲ脱ス
七十七丁 表総計ノ下第二區(三〇九)八(三〇八)ノ誤第十五區(七)八(七)ノ誤
七十八丁 表師磨縣ノ下第五區(二八二)二(二八二)ノ誤
八十三丁 表各東縣ノ下第三區(八七五)八(八六五)ノ誤
八十九丁 表役限増加云々ノ段未行場離(八)場ヲ離ノ誤
同丁 表廳名山梨縣ノ下第六行後犯ノ年數ノ(手)八(日)ノ誤
九十九丁 表役限増加區別ノ段廿六行後犯ノ年數ノ(手)八(日)ノ誤
九十六丁 表處分濟項目中第七區第十區ノ(夫)行(八)共(二)共行東京計ノ下第三區(一九七)八(一九六)ノ誤
百三十三丁 表福島縣計ノ下第十五區(六四二)八(六二二)ノ誤
百十八丁 表熊本縣ノ下第三區(六)ノ左側(二)ヲ脱ス
同丁 表三十日ノ下第二區(七三三)七(七三三)五年ノ下第六區(三三三)三(三三三)ノ誤
百十九丁 表東京巡迴ノ下第七區(二一八)七(二一八)ノ誤
百廿一丁 表若松縣本廳ノ下第一區(三三)一(三三)ノ誤
同丁 表長崎縣別所ノ下第五區(三三)八(三三)ノ誤
百廿四丁 表福島縣本廳第六區(二二八)七(二二八)ノ誤
同丁 表福岡縣本廳ノ下第二區(二二八)一(二二八)ノ誤
百廿五丁 表熊谷支廳ノ下第三區(二八四)ノ左側(二)ヲ脱ス
百廿八丁 表一年半ノ下第七區(一七)ノ左側(二)ヲ脱ス十年ノ下同區(三八)ノ左側(三)ヲ脱ス同第十五區(七四五)ノ左側(三)ヲ脱ス
五ノ誤
百三十八丁 表長崎區裁判所ノ下第五區(九一)ノ左側(三)ヲ脱ス
百四十八丁 表年齢中二十歳男ノ下第十七區(三三)八(三三)ノ誤
同丁 表十二行(府)及(國)ノ二字行

同丁 表十二行(府)及(國)ノ二字行

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a continuation of the administrative records or a ledger. The text is mostly illegible due to fading and low resolution.

其
刑名ヲ以テ物ニ係

犯罪種類

物ニ係ル犯罪	職員	全員	公免	減等	呵責	懲役	終身	絞斬梟
官廳及餘ノ文書ヲ遺失或ハ棄毀誤毀ス	三五七	二六	一	二五	二〇三	二		
官廳ノ印鑑ヲ遺失或ハ誤毀ス	一三九	一七	一	三	二八			
官廳ニ申スル書或ハ施行文書ヲ錯誤ス	一五七	四六	七	一四	九〇			
已ニ上申シ田報ヲ待タズ執行ス								
官狀ヲ撰リニ開滅ス	四				四			
官物ヲ出納シテ給収違フ	一				一			
出納ヲ那移ス	一				一			
官物ヲ私借シ或ハ抵換ス	二				二			
副戸長代理中税金ヲ費用ス	二				二			
管守スル所ノ財物ヲ盗マルヲ覺ラズ	二				二			
被盜ヲ覺ラズ	二八				二四			
田獵ヲ欺隱シテ版籍ニ脱漏或ハ文字ヲ變易ス	二五				二			
弟ノ地所ヲ欺テ典賣ス	一				一			
田宅ヲ重典賣シ或ハ牙保ヲナス	二八四	八八	二		一五四			
官物ヲ棄毀誤毀シ或ハ遺失ス	一八五	八	三		一五五			
官林ノ樹木ヲ毀伐シ或ハ誤伐ス	八二二	一七二	二		四九八			
社寺境内ノ樹木ヲ伐採シ或ハ誤伐ス	二七七	六一	八	一五	一八三			
人ノ器物ヲ棄毀誤毀シ或ハ遺失ス	二八三	二〇	四	四	二五五			
人ノ樹木稼穡ヲ伐採シ或ハ誤伐ス	四〇九	九	四	四	二八二			
私ノ文書ヲ遺失シ或ハ棄毀誤毀ス	一				一			
墮胎ノ藥ヲ賣ル	三				三			
同居ノ卑幼尊長ニ由ラスシテ私擅ニ財物ヲ用フ	五一	七			三三			
管守人家長ノ財ヲ私借ス	一				一			
擅用ノ財物タルヲ知テ典賣ノ牙保ヲナス	一				一			
戸籍簿ニ登記スヘキヲ誤テ脱漏ス	二〇七	一六			四四			
神社ノ御物ヲ盗ム	四五				二七			
神社或ハ佛寺ノ賽銭ヲ盗ム	二八				二			

二
罪狀ニ對シテ照ス

罪狀	人員	減等	呵責	懲役	終身	絞斬梟
自ラ管守スル所ノ金錢物品ヲ盗ム	三三二	二七	三	一四	一〇	一
常人盗	二七	五	六	三	一〇	一
持兇器強盜及從	二七	六	二	三	一〇	一
強盜ニ脅誘セラレ畏懼隨行或ハ外ニ在テ瞭望財物ヲ接透ス	五九	二	二	三	一〇	一
不持兇器強盜	六六	二	二	三	一〇	一
強盜未行	二二	二	二	三	一〇	一
白晝人ノ携帶セル物品ヲ搶奪ス	一					
金錢衣類物品ヲ竊取ス及拘模	一五八九	八四八	五九	一七	三五九七	三四
親族相盜ム	一〇	一七	五	一	一三	一
雇人家長ノ金圓物品ヲ盗ム	六〇	五	一	五	五六〇	一
恐喝シテ人ノ金圓衣類物品ヲ取ル	一五	一	一	一	一四	一
詐欺シテ人ノ金圓衣類物品ヲ取ル	一六九	一	一	一	一四	一
無代ニテ飲食シ及客店ニ投宿ス	二六九	六八	二	二	二三四三	九八
金錢衣類物品ヲ肩認シ及誑賺携帶ス	二二八	五	二	二	二九	七
盜犯ヨリ損失ノ補トシテ財物ヲ受ル	二六	一四	一	一	一八八	七
衆民ヲ煽動シ牆屋或ハ水門ヲ毀損ス	三					
盜賊高主及造意シ同ク行ヒ或ハ行ハス	一〇					
盜賊タルヲ知テ受ケ及買取ス或ハ典賣ノ牙保ヲ爲ス	七					
盜賊名ヲ知テ寄藏ス	七					
故ナク抜刀及發砲	八					
受賄	八					
不枉法ノ事ヨリ財ヲ受ケ及求爲或ハ說事過錢ス	五					
財ヲ以テ官吏ニ請求ス	一〇					
坐賄	一〇					
公ニ因テ科斂ス	四					
詐偽	四					
官廳及餘ノ文書ヲ詐爲ス	一八一	三三	一	一	一三三	一
私ノ文書ヲ詐爲ス	一〇	三三	一	一	一〇	一
私ノ文書ヲ詐爲スルヲ知テ與印スル	一					
官廳及餘ノ印ヲ偽造ス	八一	一三	一	一	一〇	一
私ノ印ヲ偽造ス	七	八	一	一	六	一
寶貨ヲ偽造ス	二八				二	
寶貨偽造ノ情ヲ知テ買使ス	二八				二	

犯罪種類

犯罪種類	紙幣ヲ描改ス 寶貨ヲ領収スル後始テ偽造タルヲ知り猶行使ス 斛手秤尺ヲ偽造ス 無官ニシテ有官ト詐稱シ求爲スル所アルモノ 雜犯	鴉片煙ヲ吸食ス 財物ヲ賭ケ博戯ヲナシ及賭場ヲ開張シ或ハ傍觀ス 博戯ノ具ヲ賣買シ及周旋ヲナス 火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ燒キ及他人ノ家ニ延燒シ或ハ山林柴草ヲ燒ク 火ヲ失シテ家長ノ宅舎ヲ燒ク 稅居人火ヲ失シテ其家ヲ燒ク 盜犯火ヲ用ヒ壁ヲ穿タントシテ終ニ失火ニ致ス 火ヲ放テ故サリニ公廨倉庫ヲ燒ク 火ヲ放テ故サリニ人ノ宅舎ヲ燒キ及田野積聚ノ物ヲ燒ク 瘋癲人火ヲ放テ宅ヲ燒ク 受寄財産ヲ輒ク費用ス 檀寺寶賣ヲ賣ル 遺失物ヲ得テ官ニ送ラス 違式 違令 違制 不應爲	斷獄	罪囚ニ應禁物ヲ傳遞ス	合	計	全員	全免	減等	呵責	懲役			絞	斬	梟
							五	六	一	二	自十日 至百日	自一年 至三年	自五年 至十年	終身	一	二
紙幣ヲ描改ス	紙幣ヲ描改ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
寶貨ヲ領収スル後始テ偽造タルヲ知り猶行使ス	寶貨ヲ領収スル後始テ偽造タルヲ知り猶行使ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
斛手秤尺ヲ偽造ス	斛手秤尺ヲ偽造ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
無官ニシテ有官ト詐稱シ求爲スル所アルモノ	無官ニシテ有官ト詐稱シ求爲スル所アルモノ	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
鴉片煙ヲ吸食ス	鴉片煙ヲ吸食ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
財物ヲ賭ケ博戯ヲナシ及賭場ヲ開張シ或ハ傍觀ス	財物ヲ賭ケ博戯ヲナシ及賭場ヲ開張シ或ハ傍觀ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
博戯ノ具ヲ賣買シ及周旋ヲナス	博戯ノ具ヲ賣買シ及周旋ヲナス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ燒キ及他人ノ家ニ延燒シ或ハ山林柴草ヲ燒ク	火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ燒キ及他人ノ家ニ延燒シ或ハ山林柴草ヲ燒ク	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
火ヲ失シテ家長ノ宅舎ヲ燒ク	火ヲ失シテ家長ノ宅舎ヲ燒ク	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
稅居人火ヲ失シテ其家ヲ燒ク	稅居人火ヲ失シテ其家ヲ燒ク	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
盜犯火ヲ用ヒ壁ヲ穿タントシテ終ニ失火ニ致ス	盜犯火ヲ用ヒ壁ヲ穿タントシテ終ニ失火ニ致ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
火ヲ放テ故サリニ公廨倉庫ヲ燒ク	火ヲ放テ故サリニ公廨倉庫ヲ燒ク	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
火ヲ放テ故サリニ人ノ宅舎ヲ燒キ及田野積聚ノ物ヲ燒ク	火ヲ放テ故サリニ人ノ宅舎ヲ燒キ及田野積聚ノ物ヲ燒ク	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
瘋癲人火ヲ放テ宅ヲ燒ク	瘋癲人火ヲ放テ宅ヲ燒ク	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
受寄財産ヲ輒ク費用ス	受寄財産ヲ輒ク費用ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
檀寺寶賣ヲ賣ル	檀寺寶賣ヲ賣ル	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
遺失物ヲ得テ官ニ送ラス	遺失物ヲ得テ官ニ送ラス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
違式	違式	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
違令	違令	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
違制	違制	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
不應爲	不應爲	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
罪囚ニ應禁物ヲ傳遞ス	罪囚ニ應禁物ヲ傳遞ス	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
合	合	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七
計	計	二七三	一〇	二七三	二六九	四八	二六九	九六	八八八	六四七	九三三	二八二	二九六	三〇	三〇	七

犯罪種類

大東 同東千橫神足水茨椽熊埵名愛愛三靜靜山濱新相新松長筑岐琉
審上 奈 古 知重 同 松 川 川 野摩阜球計 大
院等 回京葉濱川柄戸城木谷玉屋知縣縣同縣黎縣涓縣縣本縣縣縣藩 等回都 坂上 巡 次 計 小

地界内ニ死屍アルヲ他所へ移ス
變死ニ係ル屍ヲ私擅ニ埋葬ス
死屍ヲ投棄ス
已ニ埋葬ス死屍ヲ發掘シ其頭體ヲ折斷シテ之ヲ焚毀ス
求ニ應シ未タ死ニ至ラサル犯人ノ介殺ス
重病ニ罹リ死就ク望ヲ以テ水中ニ投ス
教戒シテ犯人ヲ鞭毆シテ死ニ致ス
同伴犯人ノ謀害モト欲多ク知リ即時阻當救護ス
同行謀害アルヲ知テ首告シ或ハ首告セザルモノ

人ヲ毆ツ
盗犯ヲ捕ヘ自家ニ於テ拷打スルモノ
官吏ヲ毆ツ
威力制縛
雇人家長ヲ毆ツ
夫ヲ毆ツ
二等親以下ノ尊長ヲ毆ツ
穢物ヲ以テ二等親鼻如ク口鼻ニ推入ルモノ
父母ヲ毆ツ
誤テ父ヲ毆ツ
罵
罵
人ヲ罵ル
官吏ヲ罵ル
二等親以下ノ尊長ヲ罵ル
父母ヲ罵ル

續

半

前

訴訟

人ヲ誣告ス
母ノ罪ヲ告ク
父母ノ教令ニ違犯ス
詐
偽
上ニ告クル詐テ實ヲ以テセザル
無官ニシテ有官ト詐稱ス
御實名氏ヲ詐稱ス
縣令ノ從者ト詐稱ス
見任官ノ子孫或ハ姪ト詐稱ス
犯
姦

和姦夫アル者
有夫姦未和誘逃走
強姦未成テス
強姦未成テス
養長共養女ヲ姦ス
人妻ヲ和姦シ姦婦ヲシテ後自盡スニテテシム
雜姦
私娼街賣及娼合客或婦女自ラ賣ル
妻ヲ縱容シテ人ト通姦セシム
雜
犯
公事ヲ囑托ス
火ヲ失シテ養母ヲ燒死ニ致ス
火ヲ失シテ人ヲ燒死ニ致ス
官呼出テ受テ進參或不參
違制
違式

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	一百一	一百二	一百三	一百四	一百五	一百六	一百七	一百八	一百九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	一千
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

犯罪種類

違令	不應為	捕七	大東	同東	千橫	神足	水茨	椽熊	崎名	愛愛	三靜	山濱	新相	新松	長筑	岐琉	大同	京小
捕吏擅殺	探偵者擅無罪人拘引及拷傷ス	二																
監舎ヲ破ラントシテ成ケル者	脱監	二																
懲役終身ノ囚人逃走	投産場ヲ逃走	二																
教育場ヲ逃走	懲治監ヲ逃走	三																
責付中逃走或潛出	無罪人本籍逃避	三																
看守或ハ保管人囚ヲ逃走ヲ覺テス	看守ニ失シ未決囚ヲシテ自盡ニ至ラシム	四																
看守ニ失シ瘋癲人ヲシテ逃出生ス	他人罪ヲ犯シ官ノ追喚スルヲ知テ事情ヲ漏泄シ	三																
及家ヲ藏匿シ或隠避セシム	斷獄	三																
私讎懷恨シ故シテ無罪人禁獄シ或拷訊ス	罪囚教令ヲ事情ヲ變異或言語外ニ通傳ス	三																
人ヲ罪ニ失出入ス		三																
合計		一五七	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

犯罪種類

地界内ニ先屍アルヲ他所ニ移ス
先屍ヲ投棄ス
已ニ埋葬ス先屍ヲ發掘シ其頭體ヲ折斷シテ之ヲ焚毀ス
求ニ應ジ未死ニ至ラサル犯人ヲ介殺ス
重病ニ罹リ此ニ就テ望ヲ以テ水中ニ投ス
警戒ノタメ人ヲ鞭毆シテ先ニ致ス
同伴ノ犯公謀害シテ欲知テ即時阻當救護ス
同行謀害アルヲ知テ首告シ或首告セザレモ
人ヲ毆ツ
盜犯ヲ捕ヘ自家ニ於テ拷打スルモノ
官吏ヲ毆ツ
威力制縛
雇人家長ヲ毆ツ
大ヲ毆ツ
二等親以下ノ尊長ヲ毆ツ
職務ヲ以テ四等親卑切ノ口鼻鼻推入ルノ
父母ヲ毆ツ
謀テ父ヲ毆ツ
罵
罰
人ヲ罵ル
官吏ヲ罵ル
二等親以下ノ尊長ヲ罵ル
父母ヲ罵ル

Table with columns for crime types and counts across various prefectures like 小計, 滋賀, 大塚, etc.

續

人ヲ誣告ス
母ノ罪ヲ告ク
父母ノ教令ニ違犯ス
上告ヲ詐テ實ヲ以テセラル
無官ニシテ有官ト詐稱ス
郷貫名氏ヲ詐稱ス
縣令ノ從者ト詐稱ス
見任官ノ子孫或ハ姪ト詐稱ス
和姦夫アル者
有夫姦ノ未和誘逃走
強姦スルモノ
十二歳以下ノ幼女ヲ姦ス
強姦未成ヲス
養父養女ヲ姦ス
人妻ヲ和姦シ姦婦ヲシテ後自盡ス至ラズ
鶏姦
私娼街賣及媒合容或ハ婦女自ラ賣ル
妻ヲ縱容シテ人ト通姦セシム
公事ヲ囑托ス
火ヲ失シテ養母ヲ燒死ニ致ス
火ヲ失シテ人ヲ燒死ニ致ス
官ノ呼出ヲ受ケ遅参或ハ不参
違制

Table with columns for crime types and counts across various prefectures like 小計, 滋賀, 大塚, etc.

犯罪種類

本夫を殺す
 夫を殺す
 子孫を殺す
 前考謀殺
 養子に故殺す
 妹を故殺す
 妻を故殺す
 熱酔中妻を殺す
 妻を毆打して死に至らしめ
 憤り晴サント離婚ノ妻ヲ傷ス
 妻ヲ又傷ス
 養子離縁ノ後前時内約ノ妻ニ再會シ其無情ナルヲ憤リ卒然又傷ス
 妻ノ母ヲ毆殺ス
 同居兄弟等殺シテ過テ身ヲ死致ス
 三等親以下ノ尊長ヲ謀殺シ及已行ノ
 三等親以下ノ尊長ヲ故殺ス
 二等親ノ尊長ヲ毆傷ス
 二等親以下ノ尊長ヲ毆傷ス
 二等親以下ノ尊長ヲ謀殺ス
 二等親以下ノ尊長ヲ故殺ス
 本夫を殺す
 女を所ニ非スシテ本婦ヲ殺ス

小計	秋仙岩宮警山鶴鶴置福福若警函
前	田手城井形岡賜葛松前
計	計
上等	長同長福小三三佐熊熊大鹿鹿宮開合
下等	崎巡岡倉瀨本分兒嶋崎計拓
等	回崎縣縣瀨縣賀本縣縣嶋縣縣
計	使計

本夫を殺す
 家長雇人ヲ毆傷ス
 盜賊ノ謀殺シテノ毆打ニ至ラシム
 事遂程追捕ニ際暗後思ハ覺レ毆打死ニ致ス
 瘋癲ノ亂暴毆打ヲ憤リ遂ニ死ニ致ス
 毒藥ヲ用ヒ故サシ人ヲ疾苦セシム
 毒藥ヲ用ヒ故サシ父ヲ疾苦セシム
 毒藥ヲ用ヒ故サシ夫ヲ疾苦セシム
 毒藥ヲ用ヒ故サシ人ヲ疾苦セシム其他人ノ
 分限シ内一人死ニ至ル
 人ヲ謀殺ス
 人ヲ過失殺ス
 養母ヲ過失殺ス
 人ヲ過失傷ス
 父ヲ過失傷ス
 過テ實子ヲ死ニ致ス
 二等親ノ尊長ヲ過失殺ス
 二等親ノ尊長ヲ過失傷ス
 瘋癲人ヲ殺ス
 瘋癲人ヲ傷ス
 瘋癲人母ヲ殺ス
 瘋癲人妻ヲ殺ス
 看護ニ失シテ瘋癲人ヲシテ自盡ニ至ラシム
 同死ヲ謀リテ殺ス或ハ本婦ヲ死セシム
 姦夫姦婦同謀テ墮胎シテ婦ヲ死ニ致ス
 死ニ至ラシム及其技術ヲ施スモノ
 父人ヲ殺サルヲ私和ス
 二等親ノ尊長人ヲ殺サルヲ私和ス
 人ノ命ヲ私和ス

小計	
前	
計	
上等	
下等	
等	
計	

犯罪種類

違令	捕 亡	不應爲	小計	前計	合計
捕吏事故犯罪人追捕或捕得私縱私和戸長ニテ罪人所任ヲ知テ捕ヘス	—	—	—	—	—
罪ヲ犯逃走追捕拒或捕吏毆傷ス	—	—	—	—	—
探偵者擅ニ無罪人ヲ拘引シ及拷傷ス	—	—	—	—	—
捕吏擅殺	—	—	—	—	—
監倉ヲ破ラントシテ成ラサ者	—	—	—	—	—
脱監	—	—	—	—	—
懲役終身ノ囚人逃走	—	—	—	—	—
校産場ヲ逃走	—	—	—	—	—
教育場ヲ逃走	—	—	—	—	—
懲治監ヲ逃走	—	—	—	—	—
責付中逃走或潜出	—	—	—	—	—
無罪人本籍通送途中逃走及逃走ヲ覺テ主守或保管人囚逃走ヲ覺テ	—	—	—	—	—
看守ニ夫ニ未決囚ヲテ自盡ニ至ラシム	—	—	—	—	—
看守ニ夫ニ瘋癲人ヲシテ逸出セシム	—	—	—	—	—
他種ヲ犯テ追喚ヲ知テ事情漏泄シ及家ニ藏匿ニ或隠避セシム	—	—	—	—	—
斷 獄	—	—	—	—	—
私権侵蝕或無罪ノ禁獄或拷訊ノ罪因教令ノ事情翻異ニ或言語ノ人通傳ス人ヲ罪ヲ出入ス	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

秋仙岩宮宮磐山鶴鶴置福福若磐函
 田手城井形岡岡賜島松前
 縣臺縣城縣縣縣阿縣縣島縣縣館
 長同長福小三三佐熊熊大鹿鹿宮
 崎上巡岡倉瀨瀨賀本縣縣兒兒崎計拓
 等田崎縣縣瀨縣賀本縣縣兒兒崎計拓
 計計計計計計計計計計計計計計計計

犯罪種類

受 贓
 不任法事財ヲ受テ及求為或說事變
 財ヲ以テ官吏ニ請求ス
 坐贓
 公ニ因テ科斂ス
 詐 偽
 官廳及餘ノ文書ヲ詐為ス
 私ノ文書ヲ詐為ス
 私ノ文書ヲ詐為ス知テ與印スル
 官廳及餘ノ印ヲ偽造ス
 私ノ印ヲ偽造ス
 寶貨ヲ偽造ス
 寶貨偽造ノ情ヲ知テ買使ス
 紙幣ヲ描改ス
 寶貨領收後始テ偽造多ク知リ猶行使ス
 斛斗秤尺ヲ偽造ス
 無官シテ有官ト詐稱シ求為所アセモノ
 雜 犯
 鴉片烟ヲ吸食ス
 財物賭博戲子及賭場ノ開張或傍觀ス
 博戲具ヲ賣買シ及周旋ヲナス
 火ヲ失シテ自己宅舍ヲ燒キ及他人家ニ
 延燒シ或山林柴草ヲ燒ク
 火ヲ失シテ家長ノ宅舍ヲ燒ク
 稅居人火ヲ失シ其家ヲ燒ク

大東阿東千横神足水茨枋熊埵名愛愛三靜山濱新相新松長筑岐琉	院審京大	等上巡	回京葉濱川柄戸城水谷玉屋知縣縣岡縣黎縣濁縣縣本縣縣縣藩	計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
------------------------------	------	-----	-----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

盜犯火ヲ用ヒ壁ヲ穿クシテ終ニ夫火致ス
 火ヲ放テ故サラシ公廳倉庫ヲ燒ク
 火ヲ放テ故シテ人宅舍燒キ及田野積聚物燒ク
 瘋癲人火ヲ放テ宅ヲ燒ク
 受寄財産ヲ輒ク費用ス
 檀寺寶ヲ賣ス
 遺失物ヲ得テ官ニ送ラス
 違式
 違令
 違制
 不應為
 斷 獄
 罪囚應禁物ヲ傳遞ス

總 計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

犯罪種類

物ニ係ル犯罪

官廳及余ノ文書ヲ遺失或ハ弄毀誤毀ス
官廳ノ印鑑ヲ遺失或ハ誤毀ス
官廳ニ申ス書或ハ施行文書ヲ錯誤ス
官狀ヲ猥リニ開緘ス
官物ヲ出納シテ給収違フ
出納ノ那移ス
官物ヲ私借シ或ハ抵換ス
副官長代理中税金ヲ費用ス
管守ノ所ノ財物ヲ盗ムルヲ覺ラス
被盜ヲ覺ラス
戸婚
田糧ノ欺隱シ版籍脱漏或ハ文字ヲ變易ス
弟ノ地所ヲ欺テ典賣ス
田宅ヲ重典賣或ハ牙保ヲナス
官物ヲ弄毀誤毀シ或ハ遺失ス
官林ノ樹木ヲ伐伐シ或ハ誤伐ス
社寺境内ノ樹木ヲ伐採シ或ハ誤伐ス
人ノ器物ヲ弄毀誤毀シ或ハ遺失ス
人ノ樹木稼穡ヲ伐採シ或ハ誤伐ス
私文書ヲ遺失或ハ弄毀誤毀ス
墮胎ノ藥ヲ賣ル
同居卑幼尊長由ラスシテ私擅ニ財物ヲ用フ

Table with columns for crime categories and counts for various regions like 小計, 大坂, 京都, etc.

キ 續

賊 盜

管守人家長ノ財ヲ私借ス
擅用財物ヲ知テ典賣ノ牙保ヲナス
戸籍簿ニ登記スキヲ誤テ脱漏ス
神社ノ御物ヲ盜ム
神社或ハ佛寺ノ寶錢ヲ盜ム
自ラ管守スル所ノ金錢物品ヲ盜ム
常人盜
持器強盜及從
強盜脅誘ヒテ畏懼隨行或ハ在外ニ在テ
瞭望財物ヲ接連ス
不持兇器強盜
強盜未行
自畫入舞帶セル物品ヲ搶奪ス
金錢衣類物品ヲ窃取及擄摸
親屬相盜ム
雇人家長ノ金圓物品ヲ盜ム
恐喝シテ人ノ金圓衣類物品ヲ取ル
詐欺シテ人ノ金圓衣類物品ヲ取ル
無代テ飲食シ及客店ニ投宿ス
金錢衣類物品ヲ目認シ及誑騙擄帶ス
盜犯ヨリ損失ノ補トシテ財物ヲ受ル
衆民ヲ煽動シ藩屋或ハ水門ヲ毀損ス
盜賊窩主及造意シ同ク行ヒ或ハ行ハス
盜賊タルヲ知テ受取テ或典賣ヲ保ヲナス
盜賊タルヲ知テ寄藏ス
人命
故ナク拔刀及發炮

Table with columns for crime categories and counts for various regions like 小計, 大坂, 京都, etc.

犯罪種類

受 賄

不枉法ノ事ヲ財ヲ受及求爲或ハ就事憑録ハ
財ヲ以テ官吏ニ請求ス

坐 賄

公ニ因テ科斂ス

詐 偽

官廳及餘ノ文書ヲ詐爲ス

私ノ文書ヲ詐爲ス

私ノ文書ヲ詐爲スヲ知テ與印ス

官廳及餘ノ印ヲ偽造ス

私ノ印ヲ偽造ス

寶貨ヲ偽造ス

寶貨偽造ノ情ヲ知テ買使ス

紙幣ヲ描改ス

寶貨ノ領取後始ニ偽造ヲ知リ猶行使ス

斛斗秤尺ヲ偽造ス

無官ニシテ有官ト詐稱シ乘爲ノ所ルモノ

雜 犯

鴉片烟ヲ吸食ス

財物賭博ノ博戯ヲ及賭場開張或傍觀ス

博戯具ヲ賣買シ及周旋ヲナス

火ヲ失シテ自己宅舎ヲ燒キ及他ノ

家ニ延燒シ或山林柴草ヲ燒ク

火ヲ失シテ家長ノ宅舎ヲ燒ク

税居人火ヲ失シテ其家ヲ燒ク

小計	滋賀	大塚	奈和	度神	阿豐	節北	金石	敦松	愛香	高名	松嶋	濱鳥	山廣	宮同	青森	小計
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

受 賄	坐 賄	詐 偽	雜 犯	鴉片烟	博 戲	火 災	遺失物	違 式	違 令	不 應 爲	斷 獄	罪 囚	合 計	總 計
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

盜犯火ヲ用壁ヲ穿テシテ終ニ火火ニ致ス
火ヲ放テ故サニ公廩倉庫ヲ燒ク
岑放テ致シ入宅舎ヲ燒及田野積聚物燒ク
瘋癲人火ヲ放テ宅ヲ燒ク
受寄財産ヲ輒ク費用ス
檀ニ寺寶ヲ賣ル
遺失物ヲ得テ官ニ送ラス
違 式
違 令
不 應 爲
斷 獄
罪 囚ニ應禁物ヲ傳遞ス

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

犯罪種類

物ニ係ル犯罪

職制

官廳及余支書遺失或弄毀誤毀ス
 官廳ノ印鑑ヲ遺失或誤毀ス
 官廳申ス書或施行丈書ノ錯誤ス
 已ニ申シ回報ヲ待タズ執行ス
 官狀ヲ假ニ開綴ス
 官物ヲ出納シテ給收違フ
 出納ヲ耶移ス
 官物ヲ私借シ或ハ換極ス
 副戸長代理中税金ヲ費用ス
 管守ス所ノ財物ヲ盗テ覺テ覺テ
 被盜ヲ覺テス
 戸婚
 田糧敗應ニ版籍脫漏或文字ヲ變易ス
 弟ノ地所ヲ欺テ典賣ス
 田宅ヲ重典賣シ或牙保ヲナス
 官物ヲ弄毀誤毀シ或遺失ス
 官林ノ樹木ヲ毀伐シ或誤伐ス
 社寺境内ノ樹木ヲ伐採シ或誤伐ス
 人ノ器物ヲ弄毀誤毀シ或遺失ス
 人ノ樹木稼穡ヲ伐採シ或誤伐ス
 私ノ文書ヲ遺失シ或弄毀誤毀ス
 墮胎藥ヲ賣ル
 同居卑幼尊長ニ由ラシテ私禮財物ヲ用フ

小計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

秋仙岩宮宮磐山鶴置福若磐函
 田手城井形岡賜嶋松前計
 縣臺縣城縣縣岡縣縣嶋縣縣館
 長同長福小三三佐熊熊大鹿鹿官
 上巡岡倉渚本分兒嶋計拓
 等田崎縣縣渚縣賀本縣縣嶋縣縣
 使計

賊盜

管守人家長ノ財ヲ私借ス
 擅用ノ財物ヲ知テ典賣ノ牙保ヲナス
 戸籍簿ニ登記スキヲ誤テ脱漏ス
 神社ノ御物ヲ盗ム
 神社或佛寺ノ賽錢ノ盗ム
 自ラ管守ス所ノ金錢物ノ盗ム
 常人盗
 持兇器強盜及從
 強盜ニ脅誘セラシ畏懼隨行或外ニ在テ
 瞭望財物ヲ接應ス
 不持兇器強盜
 強盜未行
 白晝人ノ携帶セル物ヲ搶奪ス
 金錢衣類物品ノ竊取ス及擄摸
 親屬相盜
 雇人家長ノ金圓物品ヲ盗ム
 恐喝シテ人ノ金圓衣類物品ヲ取ル
 詐欺シテ人ノ金圓衣類物品ヲ取ル
 無代テ飲食シ及客店ニ投宿ス
 金錢衣類物品ヲ冒認シ及誑騙携帶ス
 盜犯ヲ損失補トシテ財物ヲ受ル
 衆人煽動シ牆屋或水門ヲ毀損ス
 盜賊窩主及造意シ同行或ハ行ス
 盜賊ヲ知テ受テ及買取或典賣ノ牙保ヲナス
 盜贓タルヲ知テ寄藏ス
 人命
 故テテ拔刀及發炮

小計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

犯罪種類

受 贓

不犯法事...財ヲ以テ官吏ニ請求ス

官廳及餘ノ文書ヲ詐爲ス

私ノ文書ヲ詐爲ス

私ノ文書ヲ詐爲スルヲ知テ與印スル

官廳及餘ノ印ヲ偽造ス

私ノ印ヲ偽造ス

寶貨ヲ偽造ス

寶貨偽造ノ情ヲ知テ買使ス

紙幣ヲ描改ス

寶貨ノ領收後始テ偽造タルヲ知テ行使ス

斛斗秤尺ヲ偽造ス

無官ニテ有官ト詐稱シ求爲スル所アルモノ

雜 犯

鴉片烟ヲ吸食ス

財物賭博戲ヲ及賭場ヲ開張ス或傍觀ス

博戲ノ具ヲ賣買シ及周旋ヲナス

火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ燒キ及他人ノ宅ニ延燒シ或山林柴草ヲ燒ク

火ヲ失シテ家長ノ宅舎ヲ燒ク

火ヲ失シテ其家ヲ燒ク

小計 秋仙岩宮宮磐山鶴鶴置福福若磐函
前田 手 城井形 岡賜 嶋松前 計
縣臺縣城縣縣縣岡縣縣嶋縣縣縣館

長同長福小三三佐熊熊大鹿鹿宮 關合
崎 岡倉 渚 本分兒 嶋崎計拓
等 崎縣縣渚縣縣賀本縣縣嶋縣縣 縣
使計

Table with columns for crime types and counts across various districts. Includes rows for '受贓', '詐偽', '雜犯', and '總計'.

盜犯ノ用ヒ壁ヲ穿テテ終ニ失火ニ致ス

火ヲ放テ故サシニ公廳倉庫ヲ燒ク

本放テ故サシノ宅舎燒キ及田野積聚物燒ク

瘋癲人火ヲ放テ宅ヲ燒ク

受寄財産ヲ販ク費用ス

擅ニ寺寶ヲ賣ル

遺失物ヲ得テ官ニ送ラス

違式

違令

違制

不應爲

斷 獄

罪囚ニ應禁物ヲ傳遞ス

合

總

計

Table with columns for crime types and counts across various districts. Includes rows for '盜犯', '火災', '瘋癲', '受寄', '擅賣', '遺失', '違式', '違令', '違制', '不應爲', '斷獄', and '總計'.

刑事訴訟

人ト物トニ係ル罪犯ノ刑名

廳名	人ニ係ル犯罪		物ニ係ル犯罪		全數
	終身	役	終身	役	
大審院	—	—	—	—	—
東京上野	—	—	—	—	—
同巡	—	—	—	—	—
東葉	—	—	—	—	—
千濱	—	—	—	—	—
橫川	—	—	—	—	—
神奈	—	—	—	—	—
足柄	—	—	—	—	—
水戸	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—
椽木	—	—	—	—	—
熊谷	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—
名屋	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—
靜岡	—	—	—	—	—
靜岡	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—
濱松	—	—	—	—	—
新瀨	—	—	—	—	—

第四表

フ照對ニ名廳テシ別區ヲ

區別	廳名	終身	役	終身	役	全數
相模	相模縣	—	—	—	—	—
新川	新川縣	—	—	—	—	—
松本	松本縣	—	—	—	—	—
長野	長野縣	—	—	—	—	—
筑摩	筑摩縣	—	—	—	—	—
岐阜	岐阜縣	—	—	—	—	—
琉球	琉球	—	—	—	—	—
大坂	大坂府	—	—	—	—	—
同巡	同巡	—	—	—	—	—
京都	京都府	—	—	—	—	—
滋賀	滋賀縣	—	—	—	—	—
大坂	大坂府	—	—	—	—	—
堺	堺縣	—	—	—	—	—
奈良	奈良縣	—	—	—	—	—
和歌山	和歌山縣	—	—	—	—	—
度會	度會縣	—	—	—	—	—
神戶	神戶縣	—	—	—	—	—
岡山	岡山縣	—	—	—	—	—
豐岡	豐岡縣	—	—	—	—	—
飾磨	飾磨縣	—	—	—	—	—
北條	北條縣	—	—	—	—	—
金澤	金澤縣	—	—	—	—	—
石川	石川縣	—	—	—	—	—
敦賀	敦賀縣	—	—	—	—	—
松山	松山縣	—	—	—	—	—
愛媛	愛媛縣	—	—	—	—	—

刑 事 訴 訟

ト人テ以ヲ名刑ノ女婦

犯罪種類	全員		婦女ノ處刑		絞斬梟
	全免	減等無科	呵責	懲役	
子女ノ棄ル	一四	六	一	七	
財ヲ圖リ人ノ子女ヲ養シテ棄ル	一四	六	一	七	
財ヲ圖リ人ノ子女ヲ養シテ殺ス	二七	一九	一	二五	
故サテ墮胎或ハ技術ヲ施ス	二六	二八	二	二〇	
本籍ヲ脱シ逃亡或ハ私擅ニ他管ニ出シ	三			三	
雇人逃亡	三			三	
持兇器強盗人ヲ傷ス	二			二	
賊盗ヲ私和シ及周旋ヲ爲ス	三二	二	七	二八	
人ヲ略賣シテ娼妓トナス	二			二	
人ヲ略賣スルノ牙保ヲナス	二			二	
子孫ヲ略賣シ娼妓トナス	二			二	
養女ヲ和賣シ及買フモノ	二			二	
人ヲ和賣ス	二			二	
人ノ妻ヲ和賣スル情ヲ知ラスシテ買フモノ及牙保	三			三	
和誘セラレ人ノ妻トナル	三			三	
夜故ナク人家ニ入ル	八			七	
人ヲ謀殺ス及從	四			二	
人ヲ謀殺スルニ傷シテ死セス	一			一	
人ヲ毒殺セント已ニ行フモ未其人ヲ害セス	五			一	
闘毆人ヲ傷ス	一			一	
夫ノ父ヲ謀殺ス	一			一	
夫ヲ謀殺ス	一			一	
姦ニ依リ夫ヲ毒殺ス	一			一	
夫ヲ殺サント謀リ姦夫ヲシテ下手セシメ行フテ傷セス	一			一	
子孫ヲ殺ス	一			一	
實子ヲ殺ス	一			一	

第 五 表

物ニト係ル罪ニ對照ス

養子ヲ故殺ス	一						
妹ヲ故殺ス	一						
三等親ノ尊長ヲ謀殺セントシテ已ニ行フ	一						
二等親ノ卑幼ヲ殺ス	一						
二等親ノ卑幼ヲ傷ス	一						
毒藥ヲ用ヒ故サラニ夫ヲ疾苦セシム	一						
人ヲ過失殺ス	一						
看護ニ失シ瘋癲人ヲシテ自盡ニ至ラシム	一						
同死ヲ謀リ姦夫死シ姦婦死セザルモノ	一						
墮胎ノ技術ヲ施シ姦婦ヲシテ死ニ至ラシム	一						
變死ニ係ル屍ヲ私擅ニ埋葬ス	一						
死屍ヲ投棄ス	一						
同行謀害アルヲ知テ首告セザルモノ	一						
闘 毆	一						
人ヲ毆ツ	一						
威力制縛	一						
夫ヲ毆ツ	一						
罵 詈	一						
人ヲ罵ル	一						
官吏ヲ罵ル	一						
二等親以下ノ尊長ヲ罵ル	一						
人ヲ誣告ス	一						
父母ノ教令ニ違犯ス	一						
詐 偽	一						
上ニ告ルニ詐テ實ヲ以テセス	一						
郷貫名氏ヲ詐稱ス	一						
犯 姦	一						
和姦夫アルモノ	一						
有夫姦ノ末和誘セラレ逃走	一						
養父ト姦ス	一						
私娼街賣及媒合容止或ハ自ラ賣ル	一						
夫ト謀リ人ト姦ス	一						
雜 犯	一						
火ヲ失シテ養母ヲ燒死ニ致ス	一						

犯罪種類

火ヲ失シテ人ヲ燒死ニ致ス
官ノ呼出ヲ受ケ遅參或ハ不參
違式
違令
不應爲
捕 亡
授産場ヲ逃走
責付中逃走
無罪人本籍へ連送ノ途中逃走
保管人囚ノ逃走ヲ覺テス
看守ニ失シ瘋癲人ヲシテ逸出セシム
他人罪ヲ犯シ官追喚シテ知事情ヲ漏泄及家藏匿或隠避セシム
物ニ係ル犯罪
官廳及餘ノ文書ヲ遺失或ハ棄毀誤毀ス
官廳ノ印鑑ヲ遺失或ハ誤毀ス
戸 婚
田糧ヲ欺隱ス
田宅ヲ重典賣ス或ハ牙保ヲ爲ス
官物ヲ棄毀ス
官林ノ樹木ヲ毀伐或ハ誤伐ス
社寺境内ノ樹木ヲ伐採ス
人ノ器物ヲ棄毀誤毀シ或ハ遺失ス
人ノ樹木椽樑ヲ伐採シ或ハ誤伐ス
墮胎ノ藥ヲ賣ル
同居卑幼尊長ニ由ラスシテ私擅ニ家ノ財物ヲ用テ
賊 盜
神社或ハ佛寺ノ賽銭ヲ盜ム
自ラ管守スル所ノ金錢物品ヲ盜ム

犯罪種類	全員		婦女ノ處刑	懲 役			絞 斬 梟
	全免	減等		無科	呵責	懲 役	
火ヲ失シテ人ヲ燒死ニ致ス	九	一		八〇七	一〇		
官ノ呼出ヲ受ケ遅參或ハ不參	八二	一		八〇七	一〇		
違式	四七〇	一		二七〇	一〇		
違令	九一	一		七九	一〇		
不應爲	五二	一		四三	一〇		
授産場ヲ逃走	一	一		一〇	一〇		
責付中逃走	一	一		一〇	一〇		
無罪人本籍へ連送ノ途中逃走	一	一		一〇	一〇		
保管人囚ノ逃走ヲ覺テス	一	一		一〇	一〇		
看守ニ失シ瘋癲人ヲシテ逸出セシム	一	一		一〇	一〇		
他人罪ヲ犯シ官追喚シテ知事情ヲ漏泄及家藏匿或隠避セシム	一	一		一〇	一〇		
官廳及餘ノ文書ヲ遺失或ハ棄毀誤毀ス	二〇	一		一〇	一〇		
官廳ノ印鑑ヲ遺失或ハ誤毀ス	九	一		一〇	一〇		
戸 婚	一	一		一〇	一〇		
田糧ヲ欺隱ス	一	一		一〇	一〇		
田宅ヲ重典賣ス或ハ牙保ヲ爲ス	一	一		一〇	一〇		
官物ヲ棄毀ス	一	一		一〇	一〇		
官林ノ樹木ヲ毀伐或ハ誤伐ス	一	一		一〇	一〇		
社寺境内ノ樹木ヲ伐採ス	一	一		一〇	一〇		
人ノ器物ヲ棄毀誤毀シ或ハ遺失ス	一	一		一〇	一〇		
人ノ樹木椽樑ヲ伐採シ或ハ誤伐ス	一	一		一〇	一〇		
墮胎ノ藥ヲ賣ル	一	一		一〇	一〇		
同居卑幼尊長ニ由ラスシテ私擅ニ家ノ財物ヲ用テ	一	一		一〇	一〇		
賊 盜	一	一		一〇	一〇		
神社或ハ佛寺ノ賽銭ヲ盜ム	一	一		一〇	一〇		
自ラ管守スル所ノ金錢物品ヲ盜ム	一	一		一〇	一〇		

續 十

前

常人盜
金錢衣類物品ヲ窃取ス及拘糞
親族相盜ム
雇人家長ノ金圓物品ヲ盜ム
詐僞シテ人ノ金圓物品ヲ取ル
無代ニテ飲食シ及客店ニ投宿ス
金錢衣類物品ヲ冒認シ及誑騙拐帶ス
盜賊窩主及造意シ同行ヒ或ハ行ハス
盜賊タルヲ知テ受ケ及買取ス或ハ典賣ノ牙保ヲナス
盜賊タルヲ知テ寄藏ス
受 贓
不枉法ノ事ヨリ財ヲ受ケ及求爲ス
財ヲ以テ官吏ニ請求ス
坐贓
詐 僞
官廳ノ文書ヲ詐爲ス
私ノ文書ヲ詐爲ス
私ノ印ヲ僞造ス
雜 犯
財ヲ賭ケ博戯ヲナシ及賭場ヲ開張ス或ハ傍觀ス
博戯ノ具ヲ賣買シ及周旋ヲナス
火失シテ自己宅會燒キ及他家ニ延燒シ或山林柴草ヲ燒ク
火ヲ失シテ家長ノ家ヲ燒ク
稅居人火ヲ失シテ其家ヲ燒ク
火ヲ放テ故サラニ民舎ヲ燒ク及田野積聚ノ物ヲ燒ク
受寄財産ヲ輒ク費用ス
遺失物ヲ得テ官ニ送ラス
違 式
違 令
不應爲
斷 獄
罪囚ニ應禁物ヲ傳遞ス

犯罪種類	全員		婦女ノ處刑	懲 役			絞 斬 梟
	全免	減等		無科	呵責	懲 役	
常人盜	三三	六		一〇	一〇		
金錢衣類物品ヲ窃取ス及拘糞	一一	二		一〇	一〇		
親族相盜ム	一	一		一〇	一〇		
雇人家長ノ金圓物品ヲ盜ム	一	一		一〇	一〇		
詐僞シテ人ノ金圓物品ヲ取ル	一	一		一〇	一〇		
無代ニテ飲食シ及客店ニ投宿ス	一	一		一〇	一〇		
金錢衣類物品ヲ冒認シ及誑騙拐帶ス	一	一		一〇	一〇		
盜賊窩主及造意シ同行ヒ或ハ行ハス	一	一		一〇	一〇		
盜賊タルヲ知テ受ケ及買取ス或ハ典賣ノ牙保ヲナス	一	一		一〇	一〇		
盜賊タルヲ知テ寄藏ス	一	一		一〇	一〇		
受 贓	一	一		一〇	一〇		
不枉法ノ事ヨリ財ヲ受ケ及求爲ス	一	一		一〇	一〇		
財ヲ以テ官吏ニ請求ス	一	一		一〇	一〇		
坐贓	一	一		一〇	一〇		
詐 僞	一	一		一〇	一〇		
官廳ノ文書ヲ詐爲ス	一	一		一〇	一〇		
私ノ文書ヲ詐爲ス	一	一		一〇	一〇		
私ノ印ヲ僞造ス	一	一		一〇	一〇		
雜 犯	一	一		一〇	一〇		
財ヲ賭ケ博戯ヲナシ及賭場ヲ開張ス或ハ傍觀ス	一	一		一〇	一〇		
博戯ノ具ヲ賣買シ及周旋ヲナス	一	一		一〇	一〇		
火失シテ自己宅會燒キ及他家ニ延燒シ或山林柴草ヲ燒ク	一	一		一〇	一〇		
火ヲ失シテ家長ノ家ヲ燒ク	一	一		一〇	一〇		
稅居人火ヲ失シテ其家ヲ燒ク	一	一		一〇	一〇		
火ヲ放テ故サラニ民舎ヲ燒ク及田野積聚ノ物ヲ燒ク	一	一		一〇	一〇		
受寄財産ヲ輒ク費用ス	一	一		一〇	一〇		
遺失物ヲ得テ官ニ送ラス	一	一		一〇	一〇		
違 式	一	一		一〇	一〇		
違 令	一	一		一〇	一〇		
不應爲	一	一		一〇	一〇		
斷 獄	一	一		一〇	一〇		
罪囚ニ應禁物ヲ傳遞ス	一	一		一〇	一〇		

刑 事 訴 訟

婦女刑名ノ以テ

廳 名

全 員

計

全免
無料

可責
計

懲 役
自十日自一年
自一年自五年
自五年至十年
終身
計

絞 斬
梟 計

婦 女 人 處 刑

埼玉	名古屋	愛知	愛知	三縣	三重	靜岡	靜岡	山濱	新濱	相川	新川	松本	長野	筑摩	岐阜	岐阜	東京	東京	同巡	東京	
區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳
28	37	21	18	33	38	14	26	97	21	27	9	26	8	22	24	28	14	15	100	308	21
48	46	34	19	53	62	20	38	137	31	34	11	36	11	37	42	48	25	27	140	308	21
4	4	2	1	7	8	3	5	25	7	7	1	8	1	5	6	7	3	2	10	30	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
64	20	33	11	57	65	20	43	162	38	41	12	44	13	51	58	67	37	40	150	308	21
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
92	58	78	28	112	130	48	81	299	76	82	23	88	24	102	115	132	77	82	290	308	21

第 六 表

廳 名 對 照

埼玉	名古屋	愛知	愛知	三縣	三重	靜岡	靜岡	山濱	新濱	相川	新川	松本	長野	筑摩	岐阜	岐阜	東京	東京	同巡	東京	
區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳	區裁判廳
28	37	21	18	33	38	14	26	97	21	27	9	26	8	22	24	28	14	15	100	308	21
48	46	34	19	53	62	20	38	137	31	34	11	36	11	37	42	48	25	27	140	308	21
4	4	2	1	7	8	3	5	25	7	7	1	8	1	5	6	7	3	2	10	30	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
64	20	33	11	57	65	20	43	162	38	41	12	44	13	51	58	67	37	40	150	308	21
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
92	58	78	28	112	130	48	81	299	76	82	23	88	24	102	115	132	77	82	290	308	21

澤全	北	縣山岡	節豐	戶神	度	縣山歌和	奈塚	坂大	縣賀滋	都京	大坂上等巡	廳名										
區水	條	支本	磨岡	區支	水會	支水	良	區支	本支	本支	區水											
裁判	所	廳縣	廳縣	所	廳縣	廳縣	縣	所	廳廳	廳廳	所廳											
四	五	一五	五〇	七九	一八八	六〇	五一	五四	一七一	三二	一二四	三三	二五六	七	二二	四〇	二七	六三	一四九	三七九	二	員全
九	一五	二九	一八	八〇	六〇	二七	三一	二五	三一	二五	三三	二五	二六	四	二六	九〇	二七	六三	一四九	三七九	二	計
八	一	一九	一八	六四	二	五	一四	七二	八	一	三	三	八	一	三	九	一	一	四	六	一九	婦
		二二				一三	二	一				一							一	四	九	減等
二	一	三四	一四	二五	七	三	八	一	二	七	二	一	二	一	二	二	二	二	二	三	九	呵責
一	一	五六	三	五	一	七	五〇	一	八	九	二	五	一	九	一	三	二	二	二	六	二	計
一〇七	二五	二	二七五	五	八八	四六	三二	六〇	二	一六	二二	六七	二	四	二八	二〇	二七	五五	八二	八	二	懲
一	一	五九	四	三	五	四	一	一	五	一	一	一	一	一	八	六	六	一	一	三	一	自十日至一年
一		二七	一			一	一	二	五												三	自一年至五年
																					一	自五年至十年
一〇九	二六	二	二八五	九八	四六	九四	一八	二二	七五	四	一四	二〇	六六	八七	六	四	六	四	六	八	五	終身
																						計
																						絞
																						斬
																						梟
																						計

秋青	青	縣島廣	山口	縣取鳥	濱縣張島	松縣東名	高知	高香	縣媛愛	松縣賀敦	縣川石	廳名		
田森	合	支本	口區	水支	水支	水支	知支	水支	川出	支水	支水			
縣縣	孫計	廳廳	縣所	廳廳	廳廳	江廳	廳廳	廳廳	縣所	廳廳	山廳			
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	員全		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	計		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	婦女		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二		懲	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二			
一〇九	二六	二	二八五	九八	四六	九四	一八	二二	七五	四	一四	二〇	刑	
														終身
													計	
														絞
													斬	
														梟
													計	

刑 事 訴 訟 第 七 表

處 斷 區 別 以 刑 名 對 照

合 計	刑 名 區 別					全 員 男 女	處 斷		區 別					
	自 十 日 至 百 日	自 一 年 至 三 年	自 五 年 至 十 年	終 身	泉 斬		懲 役 并 死 刑	答 杖 禁 獄		懲 役 答 杖 禁 獄	除 族 鎖 錮	贖 罪	收 贖	國 刑
九,233	九,233	3,633	1,333	2,967	3,000	3,411	2,444	1,544	2,444	5,444	2,222	3,444	1,222	8,222
八,555	八,555	2,666	1,111	2,888	2,999	3,333	2,333	1,444	2,333	5,333	2,111	3,333	1,111	8,111
7,888	7,888	2,222	999	2,777	2,888	3,222	2,222	1,333	2,222	5,222	2,000	3,222	1,000	8,000
7,222	7,222	1,888	888	2,666	2,777	3,111	2,111	1,222	2,111	5,111	1,888	3,111	999	7,999
6,555	6,555	1,555	777	2,555	2,666	3,000	2,000	1,111	2,000	5,000	1,777	3,000	888	7,888
5,888	5,888	1,222	666	2,444	2,555	2,888	1,888	1,000	1,888	4,888	1,666	2,888	777	7,777
5,222	5,222	999	555	2,333	2,444	2,777	1,777	999	1,777	4,777	1,555	2,777	666	7,666
4,555	4,555	777	444	2,222	2,333	2,666	1,666	888	1,666	4,666	1,444	2,666	555	7,555
3,888	3,888	555	333	2,111	2,222	2,555	1,555	777	1,555	4,555	1,333	2,555	444	7,444
3,222	3,222	444	222	2,000	2,111	2,444	1,444	666	1,444	4,444	1,222	2,444	333	7,333
2,555	2,555	333	111	1,888	2,000	2,333	1,333	555	1,333	4,333	1,111	2,333	222	7,222
1,888	1,888	222	111	1,777	1,888	2,222	1,222	444	1,222	4,222	1,000	2,222	111	7,111
1,222	1,222	111	111	1,666	1,777	2,111	1,111	333	1,111	4,111	999	2,111	111	7,000
666	666	111	111	1,555	1,666	2,000	1,000	222	1,000	4,000	888	2,000	111	6,888

刑事訴訟

テ以ヲ別區斷處

廳名	人員		處斷						贖罪		馱贖		男	
	合計	男女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
大審院	1	1												
東京	3	3												
同巡田	26	25												
支本廳	11	11												
區裁判所	55	53												
本廳	17	17												
千京	8	8												
區裁判所	8	8												
本廳	17	17												
出張所	2	2												
橫濱	1	1												
本廳	17	17												
神戶	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
足柄	1	1												
區裁判所	17	17												
水戸	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
茨城	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
栃木	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
熊	1	1												
支本廳	17	17												

第八表

廳名對照ス

廳名		人員		處斷						贖罪		馱贖		男
合計	男女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
谷	1	1												
本廳	17	17												
玉	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
山	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
靜岡	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
靜岡	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
三重	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
愛知	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
愛知	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
名	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
古	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
屋	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
山	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
濱	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
新	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
相	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
新	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
長	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
野	1	1												
區裁判所	17	17												
本廳	17	17												
縣	1	1												
區裁判所	17	17												

廳名	人員		處斷				贖罪		收贖		問刑
	全員計	男女	懲役并死刑答杖禁獄贖罪及總多無方不能贖實斷除族領削	懲	役答杖禁獄	男	女	男	女	男	
神戶區裁判所	289	289	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都區裁判所	126	126	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪府	111	111	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀縣	100	100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大津府	81	81	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良縣	69	69	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山縣	58	58	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	49	49	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	38	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	27	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	16	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳名	人員		處斷				贖罪		收贖		問刑
	全員計	男女	懲役并死刑答杖禁獄贖罪及總多無方不能贖實斷除族領削	懲	役答杖禁獄	男	女	男	女	男	
戶部區裁判所	289	289	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豐岡縣	278	278	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	267	267	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	256	256	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	245	245	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	234	234	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	223	223	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	212	212	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	201	201	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	190	190	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	179	179	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	168	168	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	157	157	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	146	146	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	135	135	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	124	124	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	113	113	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	102	102	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	91	91	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	80	80	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	69	69	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	58	58	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	47	47	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	36	36	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	25	25	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表九第

ヲ以テ廳名ニ對照ス

相 川	新 支	濱 本	山 松	靜岡縣		三重縣	愛知縣	愛知縣	名古屋區	埼玉區	熊谷區	廳計
				出張所	區裁判所							
六八	三六	五五	六八	五五	六八	七二	八八	八〇	八八	八八	八八	八八
六六	三三	五三	六六	五三	六六	七〇	八六	八〇	八八	八八	八八	八八
八	三	五	六	五	六	七	八	八	八	八	八	八
六	一	五										九
七〇	二八	五三	六八	五〇	六六	七二	八八	八〇	八八	八八	八八	八八
五												五
八	二	五	六	五	六	七	八	八	八	八	八	八

刑訴事刑

二贖及聞刑ノ刑名

栃 木	茨 城	水 戸	足 柄	神 奈	横 濱	千 葉	東 京	同 巡	東 上	廳名		全
										區裁判所	出張所	
二六	一六	六三	七二	一三	一三	一六	二二	二二	二二	二二	二二	二二
一六	一六	六三	七二	一三	一三	一六	二二	二二	二二	二二	二二	二二
八	八	二六	三三	六	六	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	六	二〇	二五	三	三	四	五	五	五	五	五	五
八	八	二六	三三	六	六	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

前

廳名		全		男		女		男		女		男		女		男		女		
員	全	男	女	日百至	日十自	年三至	年一自	年十至	年五自	身終	日百至	日十自	年三至	年一自	年十至	年五自	身終	日百至	日十自	
新川縣	211	111	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
松本縣	178	88	90	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
長野縣	191	100	91	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
筑摩縣	161	80	81	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
岐阜縣	150	70	80	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
飛騨縣	140	60	80	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大坂府	130	60	70	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
京都府	120	60	60	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
滋賀縣	110	50	60	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

中

廳名		全		男		女		男		女		男		女		男		女		
員	全	男	女	日百至	日十自	年三至	年一自	年十至	年五自	身終	日百至	日十自	年三至	年一自	年十至	年五自	身終	日百至	日十自	
大坂府	200	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
堺縣	190	90	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
堺縣	180	80	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
和歌山縣	170	70	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
度會縣	160	60	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
神戶區	150	50	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
豐岡縣	140	40	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
豐岡縣	130	30	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
北條縣	120	20	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
北條縣	110	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
金澤區	100	0	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
石川縣	90	0	90	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
敦賀縣	80	0	80	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
松本縣	70	0	70	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
愛媛縣	60	0	60	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

十 續

福島縣	福島	置賜縣	鶴岡	山形縣	磐前	宮城縣	宮城	岩手縣	仙臺	秋田	青森	青森
本出支本	區支本	支本	支本	支本	支本	區支本	區支本	支本	區支本	支本	支本	支本
張	裁判					裁判	裁判		裁判			
廳計所	廳計所	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計	廳計
八二四九	五三〇	一〇三	一八〇	一〇八〇	一〇〇	一〇二	一〇七	一〇三	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
二四九	二二五	一三〇	一八〇	一〇八〇	一〇〇	一〇二	一〇七	一〇三	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
六三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

前

宮城	廣島縣	山口	山口	鳥取縣	濱田	島根縣	松	名東縣	高知	高知	香川
上等	支本	區支本	區支本	支本	支本	支本	支本	支本	支本	支本	支本
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
八二四九	一〇三	一〇八〇	一〇〇	一〇二	一〇七	一〇三	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
二四九	一三〇	一八〇	一〇〇	一〇二	一〇七	一〇三	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
六三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

總計	開拓使		官鹿兒		鹿兒嶋		大分縣		熊本縣		熊本	
	支	本	支	本	支	本	支	本	出	支	支	本
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1,000	100	100	200	200	300	300	400	400	500	500	600	600
1,100	110	110	220	220	330	330	440	440	550	550	660	660
1,200	120	120	240	240	360	360	480	480	600	600	720	720
1,300	130	130	260	260	390	390	520	520	660	660	780	780
1,400	140	140	280	280	420	420	560	560	720	720	840	840
1,500	150	150	300	300	450	450	600	600	780	780	900	900
1,600	160	160	320	320	480	480	640	640	840	840	960	960
1,700	170	170	340	340	510	510	680	680	900	900	1,020	1,020
1,800	180	180	360	360	540	540	720	720	960	960	1,080	1,080
1,900	190	190	380	380	570	570	760	760	1,020	1,020	1,140	1,140
2,000	200	200	400	400	600	600	800	800	1,080	1,080	1,200	1,200
2,100	210	210	420	420	630	630	840	840	1,140	1,140	1,260	1,260
2,200	220	220	440	440	660	660	880	880	1,200	1,200	1,320	1,320
2,300	230	230	460	460	690	690	920	920	1,260	1,260	1,380	1,380
2,400	240	240	480	480	720	720	960	960	1,320	1,320	1,440	1,440
2,500	250	250	500	500	750	750	1,000	1,000	1,380	1,380	1,500	1,500

總計	佐賀		三潞		小倉		福岡縣		長崎		長崎		函館		磐前縣		若松縣		
	區	支	區	支	區	支	支	支	區	支	支	支	區	支	支	支	支	支	
	所	計	所	計	所	計	計	計	所	計	計	計	所	計	計	計	計	計	
1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,100	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
1,200	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
1,300	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
1,400	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
1,500	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
1,600	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
1,700	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
1,800	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
1,900	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
2,000	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
2,100	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
2,200	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220	220
2,300	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
2,400	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
2,500	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250

刑 事 事 訟

罰 名 以 テ

犯 則 種 類	全 員	全 免	呵 責	罰 金	沒 收	禁 獄	罰 金 沒 收	罰 金 沒 收	罰 金 沒 收
人ニ係ル	一一								
戸籍	一一								
鐵道	一一								
藝妓	一一								
呼出運參	三三								
讒謗律	三三								
物ニ係ル	計								
公債証書	七二								
銃獵	三九								
銃砲	三九								
清濁酒銘酒焼酎醬油	一一								
馬車人力車荷車駕籠	一一								
出版	一一								
蠶種原紙	一一								
生絲	一一								
船稅	一一								
牛馬賣買	一一								
地券	一一								
電信	一一								
新開紙	一一								
煙草	一一								
郵便	一一								
玩法	一一								
証券印紙	一一								
訴訟用紙	一一								
絞油	一一								
兎居	一一								
芝居	一一								

第 十 表

犯 狀 ニ 對 照 ス

北海道産物船稅規則
出火防禦ノ用水桶ヲ覆ス

總 計

計 計

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇
七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇
八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇

清國人犯則 甲ノ内拾人
乙ノ内五人
外ニ神戸裁判所ニテ註違ニ問フモノ拾人アリ註違罪ニ係ルヲ以テ族籍年齡等ハ
總テ之ヲ記載セス
但其人員等左ノ如シ

註 違 罪 種 類

全 員 男 女 拾 錢 五 厘

無鑑札ノ商業ヲナス
田野ノ菓物ヲ擅食ス
人ノ所有タル山林ヘ入り松茸ヲ取ラントス

計

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇
五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇
七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇
八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇

表中數字ノ左側ニ細書スル者ハ女ノ數ヲ
抽記スル者ニ係ル以下倣之

前ノ續キ

廳名

宮城縣 磐山縣 鶴岡縣 置賜縣 福嶋縣 福若縣 函館縣 長福縣 小宮縣 三浦縣 三浦縣 佐賀縣 熊本縣 大分縣 鹿兒島縣 宮崎縣 開拓總計使

城井縣 山形縣 鶴岡縣 置賜縣 福嶋縣 福若縣 函館縣 長福縣 小宮縣 三浦縣 三浦縣 佐賀縣 熊本縣 大分縣 鹿兒島縣 宮崎縣 開拓總計使

戶鐵藝呼謔	1																				
公鏡鏡	2																				
清濁馬車	3																				
酒力人	4																				
第力人	5																				
酒車	6																				
燒車	7																				
耐車	8																				
油籠	9																				
版紙	10																				
絲原	11																				
稅買券	12																				
信紙	13																				
草印	14																				
法印	15																				
紙印	16																				
油稅	17																				
犬稅	18																				
居稅	19																				
規稅	20																				
物稅	21																				
產稅	22																				
道稅	23																				
海稅	24																				
北稅	25																				
出稅	26																				
防稅	27																				
火稅	28																				
計	29																				
總計	30																				

前ノ續キ

廳名	鹿宮開														三小														福崎長														函館	
	總	拓	合	崎	兒	友	本	區	本	出	本	區	本	瀨	區	本	倉	支	本	區	支	本	合	區	本	區	本	計	所	廳														
	計	使	計	縣	嶋	廳	廳	所	廳	所	廳	所	廳	縣	所	廳	縣	廳	廳	所	廳	廳	計	所	廳	計	所	廳	計	所	廳													
全員	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九													
計	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九														
全免呵責	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九														
計	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九														
罰金沒収禁獄	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九														
沒収禁獄	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九														
罰金罰金	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九														
計	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九														

表 三 十 第

ス 照 對 二 名 國 縣 府

岐 阜	滋 賀	山 黎	靜 岡	濱 松	愛 知	度 會	三 重	堺 良	奈 木	栲 城	茨 城																		
飛	美	越	若	近	甲	伊	駿	遠	遠	三	尾	紀	志	伊	紀	志	伊	伊	攝	大	和	河	大	下	上	常	下	常	下
彈	濃	前	狹	江	斐	豆	河	江	江	河	張	伊	摩	勢	伊	摩	勢	賀	津	和	泉	内	和	野	野	陸	總	陸	總
二五	一八	一五	一五	一五	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

五
十

訟 訴 事 刑

質 本 予 以 名 罰 名 刑

千 葉	足 柄	群 馬	熊 谷	埼 玉	新 潟	長 崎	兵 庫	神 奈 川	大 阪	京 都	東 京	縣 府 名																
上	安	武	伊	相	上	上	武	下	武	佐	越	壹	對	肥	淡	但	丹	播	攝	相	武	攝	丹	丹	山	下	武	國 名
總	房	藏	豆	摸	野	野	藏	總	藏	渡	後	岐	馬	前	路	馬	波	磨	津	換	藏	津	後	波	城	總	藏	名
二〇六	一〇四	一〇五	一一二	一一一	一一三	一一二	一一一	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	全 員
一三〇	一四〇	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	等 無 料
一八四	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	一七二	至 百 日
二四	一六	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	至 三 年
一六	一四	一五	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	至 十 年
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	終 身	
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	絞
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	斬
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	梟
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	諛 謗 律 諸 罰 則

前ノ續半

府名	縣名	國名	全員	公免減自十日自一年自五年	等無料至百日至三年至十年	終身	絞	斬	梟	讒謗律諸罰則
和歌山	紀淡阿	伊路	三九二	五八一	二二五	四六	一三			二七八
香川	讚岐	岐波	二〇九	四六一	一五三	一七	四八			三五八
愛媛	伊豫	波岐	一〇一	六五一	一七〇	一	一			一〇
高知	土佐	波佐	二五八	二四二	二二	二九	二			一〇
福岡	筑前	佐波	二六六	二六一	二二	二	二			三九七
三浦	筑後	後波	二五七	二四二	二二	二	二			八六
小倉	豐前	前波	七九四	三六	四一	一	一			一五七
大分	豐後	後波	二五二	二二	二二	二	二			二五五
佐賀	肥前	前波	三二	一四	二一	一	一			一五
熊本	肥後	後波	一五七	八	一〇	二	二			一五
宮崎	日向	向波	三九二	二七二	二八	四	三			二四
鹿兒島	日向	向波	六六八	二二八	三九	一	一			四一
開拓使	薩摩	摩波	三七二	二七二	二八	四	三			四一
	大分	日向	一〇一	二九	五六	二	二			一五
	日向	向波	六九	五	二八	四	三			二四
	薩摩	摩波	一〇一	二九	五六	二	二			一五
	薩摩	摩波	四〇〇	二四	二一	一	一			二四
	薩摩	摩波	三九四	二〇	二	一	一			二四
	薩摩	摩波	八〇	七	一	一	一			二四
	薩摩	摩波	二五	一	一	一	一			二四
	薩摩	摩波	二〇	一	一	一	一			二四
	薩摩	摩波	二	一	一	一	一			二四

琉球人	清國人	不分明人	無籍	合計
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七
一〇	七六	二〇六	三二	二八七

北天 見鹽

合計

表 四 十 第

ス 照 對 = 名 國 縣

山 梨	靜 岡	濱 松	愛 知	度 會	三 重	堺	奈 良	枋 木	茨 城	千 葉	武 藏	安 房											
甲斐豆	伊豆河	駿遠江	遠江	三河	尾張	志摩	紀伊	志摩	伊勢	伊勢	攝津	大和	河内	大野	上野	下野	常陸	常陸	下野	上野	安房	武藏	
...

訟 訴 事 刑

府 貫 本 テ 以 ヲ 名 廳

足 柄	群 馬	熊 谷	埼 玉	新 潟	長 崎	兵 庫	神 奈 川	大 坂	京 都	東 京	縣 名	府 名														
伊豆	相模	上野	上野	武藏	下野	佐賀	越後	壹岐	對馬	肥前	淡路	但馬	丹波	播磨	攝津	武藏	相模	神奈川	大坂	京都	丹波	丹波	山城	下野	武藏	
...

府名	縣名	北條	岡山	備前	備中	備後	廣島	山口	和歌山	紀伊	淡路	阿波	讃岐	伊豫	阿波	土佐	高知	福岡	三浦	小倉	大分	
大東	東千	横神	足水	茨枋	熊崎	名愛	三靜	山濱	新相	新松	長筑	岐球	琉	大	同	京	小					
審上	京巡																					
院等	田京	葉濱	川柄	戸城	水谷	玉屋	古知	縣縣	岡縣	榮縣	瀧縣	川縣	本縣	野縣	阜縣	球瀨	計	大	同	京	小	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三

府名	縣名	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	開拓使	琉球	清國	無不
肥前	肥後	日向	日向	日向	日向	日向	日向	日向	日向
豐	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇

前

續

府名	縣名	國名	北條	岡山	廣嶋	山口	和歌山	名東	香川	愛媛	高知	福岡	三潯	小倉	大分
小計	前賀	滋大	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
前賀	坂	奈和	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
良歌	山會	度神	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	戶	阿豐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	飾北	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	金石	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	敦松	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	愛香	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	高名	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	松嶋	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	濱鳥	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	山廣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官同	上巡	青森	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	縣	小計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

府名	縣名	國名	北條	岡山	廣嶋	山口	和歌山	名東	香川	愛媛	高知	福岡	三潯	小倉	大分
小計	前賀	滋大	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
前賀	坂	奈和	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
良歌	山會	度神	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	戶	阿豐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	飾北	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	金石	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	敦松	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	愛香	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	高名	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	松嶋	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	濱鳥	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	山廣	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山會	縣	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官同	上巡	青森	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	縣	小計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

前

縣名	府名	國名	縣名	府名	國名
青森	陸奥	陸奥	青森	陸奥	陸奥
岩手	陸奥	陸奥	岩手	陸奥	陸奥
磐井	陸奥	陸奥	磐井	陸奥	陸奥
若松	越前	越前	若松	越前	越前
磐前	越前	越前	磐前	越前	越前
福嶋	越前	越前	福嶋	越前	越前
官城	陸奥	陸奥	官城	陸奥	陸奥
長野	信濃	信濃	長野	信濃	信濃
筑摩	信濃	信濃	筑摩	信濃	信濃
岐阜	美濃	美濃	岐阜	美濃	美濃
滋賀	近江	近江	滋賀	近江	近江
計	計	計	計	計	計
等	等	等	等	等	等
使	使	使	使	使	使
計	計	計	計	計	計

中 續

縣名	府名	國名	縣名	府名	國名
山形	羽後	羽後	山形	羽後	羽後
置賜	羽前	羽前	置賜	羽前	羽前
鶴岡	羽後	羽後	鶴岡	羽後	羽後
秋田	陸奥	陸奥	秋田	陸奥	陸奥
敦賀	越前	越前	敦賀	越前	越前
石川	越前	越前	石川	越前	越前
新川	越前	越前	新川	越前	越前
相川	越前	越前	相川	越前	越前
豐岡	丹波	丹波	豐岡	丹波	丹波
鳥取	伯耆	伯耆	鳥取	伯耆	伯耆
嶋根	出雲	出雲	嶋根	出雲	出雲
濱田	石見	石見	濱田	石見	石見
飾磨	石見	石見	飾磨	石見	石見
計	計	計	計	計	計
等	等	等	等	等	等
使	使	使	使	使	使
計	計	計	計	計	計

表五十第

ス照對ニ名國縣府貫

福宮長筑岐滋山靜濱愛度三堺奈木	磐陸磐信信飛美越若近甲伊駿遠遠三尾紀志伊紀志伊伊攝大和河大下	城前城濃濃驛濃前狹江斐豆河江江河張伊摩勢伊摩勢賀津和泉內和野	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	一百一十	一百二十	一百三十	一百四十	一百五十	一百六十	一百七十	一百八十	一百九十	二百	二百一十	二百二十	二百三十	二百四十	二百五十	二百六十	二百七十	二百八十	二百九十	三百	三百一十	三百二十	三百三十	三百四十	三百五十	三百六十	三百七十	三百八十	三百九十	四百	四百一十	四百二十	四百三十	四百四十	四百五十	四百六十	四百七十	四百八十	四百九十	五百	五百一十	五百二十	五百三十	五百四十	五百五十	五百六十	五百七十	五百八十	五百九十	六百	六百一十	六百二十	六百三十	六百四十	六百五十	六百六十	六百七十	六百八十	六百九十	七百	七百一十	七百二十	七百三十	七百四十	七百五十	七百六十	七百七十	七百八十	七百九十	八百	八百一十	八百二十	八百三十	八百四十	八百五十	八百六十	八百七十	八百八十	八百九十	九百	九百一十	九百二十	九百三十	九百四十	九百五十	九百六十	九百七十	九百八十	九百九十	一千	一千一十	一千二十	一千三十	一千四十	一千五十	一千六十	一千七十	一千八十	一千九十	二千	二千一十	二千二十	二千三十	二千四十	二千五十	二千六十	二千七十	二千八十	二千九十	三千	三千一十	三千二十	三千三十	三千四十	三千五十	三千六十	三千七十	三千八十	三千九十	四千	四千一十	四千二十	四千三十	四千四十	四千五十	四千六十	四千七十	四千八十	四千九十	五千	五千一十	五千二十	五千三十	五千四十	五千五十	五千六十	五千七十	五千八十	五千九十	六千	六千一十	六千二十	六千三十	六千四十	六千五十	六千六十	六千七十	六千八十	六千九十	七千	七千一十	七千二十	七千三十	七千四十	七千五十	七千六十	七千七十	七千八十	七千九十	八千	八千一十	八千二十	八千三十	八千四十	八千五十	八千六十	八千七十	八千八十	八千九十	九千	九千一十	九千二十	九千三十	九千四十	九千五十	九千六十	九千七十	九千八十	九千九十	一萬	一萬一十	一萬二十	一萬三十	一萬四十	一萬五十	一萬六十	一萬七十	一萬八十	一萬九十	二萬	二萬一十	二萬二十	二萬三十	二萬四十	二萬五十	二萬六十	二萬七十	二萬八十	二萬九十	三萬	三萬一十	三萬二十	三萬三十	三萬四十	三萬五十	三萬六十	三萬七十	三萬八十	三萬九十	四萬	四萬一十	四萬二十	四萬三十	四萬四十	四萬五十	四萬六十	四萬七十	四萬八十	四萬九十	五萬	五萬一十	五萬二十	五萬三十	五萬四十	五萬五十	五萬六十	五萬七十	五萬八十	五萬九十	六萬	六萬一十	六萬二十	六萬三十	六萬四十	六萬五十	六萬六十	六萬七十	六萬八十	六萬九十	七萬	七萬一十	七萬二十	七萬三十	七萬四十	七萬五十	七萬六十	七萬七十	七萬八十	七萬九十	八萬	八萬一十	八萬二十	八萬三十	八萬四十	八萬五十	八萬六十	八萬七十	八萬八十	八萬九十	九萬	九萬一十	九萬二十	九萬三十	九萬四十	九萬五十	九萬六十	九萬七十	九萬八十	九萬九十	十萬
-----------------	--------------------------------	--------------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

訟訴事刑

本其テ以テ名罰名刑ノ女婦

朽茨千足群熊埼新長兵神大京東縣府	上常下下上安伊相上上武武越壹對肥淡但丹播攝相武攝丹丹山武	野陸總總總房豆摸野野藏藏後岐馬前路馬波磨津摸藏津後波城藏	廿二	廿三	廿四	廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	一百一十	一百二十	一百三十	一百四十	一百五十	一百六十	一百七十	一百八十	一百九十	二百	二百一十	二百二十	二百三十	二百四十	二百五十	二百六十	二百七十	二百八十	二百九十	三百	三百一十	三百二十	三百三十	三百四十	三百五十	三百六十	三百七十	三百八十	三百九十	四百	四百一十	四百二十	四百三十	四百四十	四百五十	四百六十	四百七十	四百八十	四百九十	五百	五百一十	五百二十	五百三十	五百四十	五百五十	五百六十	五百七十	五百八十	五百九十	六百	六百一十	六百二十	六百三十	六百四十	六百五十	六百六十	六百七十	六百八十	六百九十	七百	七百一十	七百二十	七百三十	七百四十	七百五十	七百六十	七百七十	七百八十	七百九十	八百	八百一十	八百二十	八百三十	八百四十	八百五十	八百六十	八百七十	八百八十	八百九十	九百	九百一十	九百二十	九百三十	九百四十	九百五十	九百六十	九百七十	九百八十	九百九十	一千	一千一十	一千二十	一千三十	一千四十	一千五十	一千六十	一千七十	一千八十	一千九十	二千	二千一十	二千二十	二千三十	二千四十	二千五十	二千六十	二千七十	二千八十	二千九十	三千	三千一十	三千二十	三千三十	三千四十	三千五十	三千六十	三千七十	三千八十	三千九十	四千	四千一十	四千二十	四千三十	四千四十	四千五十	四千六十	四千七十	四千八十	四千九十	五千	五千一十	五千二十	五千三十	五千四十	五千五十	五千六十	五千七十	五千八十	五千九十	六千	六千一十	六千二十	六千三十	六千四十	六千五十	六千六十	六千七十	六千八十	六千九十	七千	七千一十	七千二十	七千三十	七千四十	七千五十	七千六十	七千七十	七千八十	七千九十	八千	八千一十	八千二十	八千三十	八千四十	八千五十	八千六十	八千七十	八千八十	八千九十	九千	九千一十	九千二十	九千三十	九千四十	九千五十	九千六十	九千七十	九千八十	九千九十	一萬
------------------	------------------------------	------------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

全員全免

自十日至百日
自一年至三年
自五年至十年

終身絞斬梟諸罰則

半 續

前

鳥取	嶋根	濱田	飾磨	北條	岡山	廣島	山口	和歌山	名取	香川	愛媛	高知	福岡	三浦
伯耆	因幡	出雲	石見	美作	備前	備後	安藝	防門	伊予	路波	岐波	豫波	佐波	筑前
一五	一八	一三	二四	三三	三六	五三	五五	一〇	二〇	二八	三〇	三三	三七	三〇
一五	一六	一六	一六	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

嶋根	磐松	若松	磐井	岩手	青森	山形	置賜	鶴岡	秋田	敦賀	石川	新川	相模	豐岡
岩代	越前	越前	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	陸奥	越前	越前	越前	越前	越前
一五	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

前ノ續中

府縣名	國名	全員全免	自十日至百日至三年	自一年自五年	終身	絞	斬	梟	諸罰則
小倉	豐前	二七	二四	一					一
大分	豐後	三五	二二	三					八
佐賀	肥前	二二	四	一					
熊本	肥後	二四	九	六					
熊本	日向	二二	三〇	一					
宮崎	日向	一	一	一					
鹿兒	隅	一四	八	二					二
鹿兒嶋	志	二九	二四	二					
開拓使	狩	一	二						
不	高	一〇六	八九	一					二
合計	計	七八四	六六三	二二九	四八	六	二	七	二五七

刑 事 訴 訟

廳 名 以 之 婦 女 本 質

府名	縣名	東武	山丹	京都	大坂	神奈川	兵庫	長崎	新島	埼玉	熊谷	群馬	足柄	千葉	茨城	栃木	奈良
東武	武藏	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山丹	丹波	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	丹波	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大坂	丹波	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	相模	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	播磨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	肥前	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新島	對馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	越後	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊谷	武藏	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	上野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
足柄	相模	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	安房	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	總務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	總務	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	野野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和野	野野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

第 十 六 表

府 縣 國 名 對 照

府名	縣名	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	伊勢	紀伊	志摩	三尾	愛知	濱松	遠江	駿河	伊豆	河川	山梨	滋賀	岐阜	筑摩	長野	宮城	福島	磐城	若松	磐井
河内	河内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和泉	和泉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
攝津	攝津	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
伊賀	伊賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
伊勢	伊勢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
志摩	志摩	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三尾	三尾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱松	濱松	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遠江	遠江	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
駿河	駿河	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
伊豆	伊豆	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河川	河川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
筑摩	筑摩	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
磐城	磐城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
若松	若松	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
磐井	磐井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

府
縣
名
國
名

東	東	千	橫	神	足	水	茨	初	熊	埼	名	愛	愛	三	靜	靜	山	濱	新	相	新	松	長	筑	岐	大	京	滋	小							
上	巡	奈												古	知	重	國	松	川	川	野	摩	阜	計	坂	都	賀	次	計							
等	間	京	葉	濱	川	柄	戸	城	水	谷	玉	屋	知	縣	縣	岡	縣	黎	縣	瀉	縣	本	縣	縣	野	縣	縣	野	摩	阜	計	坂	都	賀	次	計

鹿	宮	熊	佐	大	小	三	福	高	愛	香	名	和	山	廣	同	北	飾															
兒	崎	本	賀	分	倉	猪	岡	知	媛	川	東	歌	口	嶋	山	條	磨															
渡	薩	大	日	肥	肥	豐	豐	豐	肥	筑	筑	筑	土	阿	伊	讚	讚	阿	淡	紀	長	周	安	備	備	備	備	美	美	播		
嶋	摩	向	向	後	前	後	前	前	後	前	後	前	後	前	佐	波	豫	岐	岐	波	路	伊	門	防	藝	後	後	中	前	作	作	磨

石	石	出	伯	因	隱	伯	因	但	丹	丹	佐	越	越	能	加	越	若	越	羽	陸	羽	羽	羽	山	青	岩	陸	陸	陸	陸	中	中	中	中		
田	嶋	根	取	國	新	川	石	川	新	相	豐	鳥	嶋	嶋	根	石	石	田	賀	賀	前	狹	前	後	中	後	前	前	後	前	前	後	前	中	中	中
見	見	雲	着	幡	岐	着	幡	馬	後	波	渡	中	中	登	賀	前	狹	前	後	中	後	前	前	後	前	前	後	前	中	中	中	中	中	中	中	

府名	縣名	開拓使				合計
		後志	石狩	日高	不分明	
東	東					一
同	同					一
千	千					一
横	横					一
神	神					一
足	足					一
水	水					一
茨	茨					一
枋	枋					一
熊	熊					一
埴	埴					一
名	名					一
愛	愛					一
愛	愛					一
三	三					一
靜	靜					一
靜	靜					一
山	山					一
濱	濱					一
新	新					一
相	相					一
新	新					一
松	松					一
長	長					一
筑	筑					一
岐	岐					一
計	計					一
大	大					一
京	京					一
滋	滋					一
小	小					一

前

濱田	嶋根	鳥取	豐岡	相川	新川	石川	敦賀	秋田	鶴岡	置賜	山形	青森	岩手	陸奥
石見	石見	出雲	伯耆	因幡	隱岐	伯耆	丹波	丹波	佐賀	越前	越前	陸奥	陸奥	陸奥

府名	縣名
----	----

小計	仙臺	岩手	宮城	磐山	鶴岡	置賜	福島	若松	磐前	函館	計	長崎	同	福小	三	佐	熊	大	鹿	宮	開	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

十 續

鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	小倉	三	福	高	愛	香	名	和歌山	山	廣	岡	北						
薩摩	日向	日向	肥前	肥前	豐前	豐前	筑後	筑後	筑後	土佐	阿波	伊豫	讚岐	淡路	紀伊	長門	周防	安藝	備後	備前	美作	美作

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

府名	縣名	開拓使				合計
		後志	石狩	釧路	日高	
小計	計					五〇
仙岩	手					八六六
官官	城					二四一
磐山	井					二六二
鶴鶴	岡					一五三
置福	賜					一六四
福福	嶋					四八
若磐	松					四三
函函	館					三三四
計	計					三五四
長同	上					一
長長	田					二〇五
福小	縣					九六
三三	縣					二九三
佐熊	縣					二八二
熊大	本					一〇一
鹿鹿	縣					二九七
鹿官	嶋					三三
官官	縣					四二
計	計					二五五
開合	使					一三
計	計					一三

表十二第訟訴事刑

ス照對ニ名廳テ以テ族種齡年ノ女婦

廳名	年齡種族										刑名	
	七歲以上十歲以下	十歲以上十五歲以下	十五歲以上二十歲以下	二十歲以上三十歲以下	三十歲以上四十歲以下	四十歲以上五十歲以下	五十歲以上六十歲以下	六十歲以上七十歲以下	七十歲以上八十歲以下	八十歲以上九十歲以下		
東京	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同巡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
橫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
足	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
朽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
相	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
筑	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大坂上等巡回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

七十六

表九十第訟訴事刑

ス照對ニ族種齡年テ以テ名罰名刑ノ女婦

年齡種族	刑名			
	全員全免	自十日自一年自五年	終身	絞斬梟諸罰則
七歲以上十歲以下	10	4	6	2
十歲以上十五歲以下	11	5	7	2
十五歲以上二十歲以下	12	6	8	2
二十歲以上三十歲以下	13	7	9	2
三十歲以上四十歲以下	14	8	10	2
四十歲以上五十歲以下	15	9	11	2
五十歲以上六十歲以下	16	10	12	2
六十歲以上七十歲以下	17	11	13	2
七十歲以上八十歲以下	18	12	14	2
八十歲以上九十歲以下	19	13	15	2
合計	200	100	150	50

刑事訴訟第二十一表

刑名罰名以テ職業ニ對照ス

職業	刑名			
	全員	終身	絞	斬
官	一七	一	一	一
准官吏及履	三三	一	一	一
神官及教導職	四七	一	一	一
僧尼	二五	一	一	一
代言人	四六	一	一	一
新聞編輯者	四五	一	一	一
醫業	三三	一	一	一
農業	五七	一	一	一
工業	六〇	一	一	一
商業	六六	一	一	一
雜業	七九	一	一	一
雇業	八二	一	一	一
無職	八七	一	一	一
不明	一〇一	一	一	一
合計	二八二	二九	三〇	三三
全免減自十日自一年自五年等無科至百日至三年至十年	一〇一	一	一	一
終身	一	一	一	一
絞	一	一	一	一
斬	一	一	一	一
梟	一	一	一	一
誹謗律諸罰則	一	一	一	一

刑事訴訟第二十二表

職業以テ應ニ對照ス

廳名	職業											
	官吏	准官吏神官及及履教導職	僧尼代官	新聞編輯者	醫業	農業	工業	商業	雜業	雇業	無職業不明	合計
大審院	一	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
橫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
名	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
靜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
靜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
相	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
松	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
筑	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
琉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	六八	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

職名	職業		統計									
	官吏	准官吏神官及 及雇職	僧尼 傳言人	新聞 編輯者	實業 農業	工業	商業	雜業	雇人	無業	不明	合計
大坂上等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大津府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
堺縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神戶縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豐岡縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神戶縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北條縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石津縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
敦賀縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松山縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高松縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳴門縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同巡等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計

合計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

職名	職業		統計									
	官吏	准官吏神官及 及雇職	僧尼 傳言人	新聞 編輯者	實業 農業	工業	商業	雜業	雇人	無業	不明	合計
同巡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
同巡等	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計

合計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

統計

刑訴事第二十四表

婦女子ノ職業ヲ以テ廳名ニ對照ス

廳名	職業						
	神官	尼	醫業	農業	工業	商業	雜業
東京等	1						
同巡							
東京							
千葉							
横濱							
神奈川							
足柄							
水戸							
茨城							
栃木							
熊谷							
埼玉							
名古							
愛知							
三重							
静岡							
静岡							
山梨							
濱松							
新瀉							
新潟							
相模							
新川							
松本							
長野							
岐阜							
岐阜							
大坂							
京							
滋賀							
合計	1	2	1	1	1	1	1

八十一

刑訴事第二十三表

婦女子ノ刑罰名ヲ以テ職業ニ對照ス

職業	刑罰名						
	全員	全免減	自十日自年	自三年自五年	終身	絞	斬
神官	1						
尼	4						
醫業	5						
農業	4066	371	3070	27	3		
工業	360	38	322	6	1		
商業	588	63	525	10	1		
雜業	1228	125	1103	11	1		
雇人	200	3	197		1		
無職	87	7	80		1		
不明	555	77	478	1	1		
合計	7844	760	6622	129	48	6	2

梟諸罰則

開拓使 官兒崎縣 鹿兒島縣 鹿兒島縣 大分縣 熊本縣 熊本市 佐賀縣 三浦縣 三浦縣 小倉縣 福岡縣 長崎縣 同巡回 長崎上等

岩手縣 宮城縣 宮城縣 磐城縣 山形縣 鶴岡縣 鶴岡縣 置賜縣 福島縣 福島縣 若松縣 磐城縣 函館縣

大坂縣 堺縣 奈良縣 和歌山縣 神戶縣 岡山縣 豐岡縣 北條縣 石川縣 石川縣 敦賀縣 松山縣 愛媛縣 香川縣 高知縣 高知縣 名東縣 松東縣 高松縣 高松縣 廣島縣 廣島縣 山口縣 山口縣 鳥取縣 鳥取縣 濱田縣 濱田縣 島根縣 島根縣 岡山縣 岡山縣 山形縣 山形縣 青森縣 青森縣 秋田縣 秋田縣 仙臺縣 仙臺縣

廳名

職業

神官 尼 醫業 農業 工業 商業 雜業 雇人 無職業 不明 合計

總 合 計

合 計

合 計

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

表五十二第訟訴事刑

ス照對ニ門宗テ以ヲ名罰名刑

宗門	刑名						
	全員	公免減 等無科 自千日 至百日 至三年 至十年	終身	絞	斬	梟	讞諸律諸罰則
神道	三七八	二七六	一〇	—	—	—	—
天台宗	四七〇	三六八	—	—	—	—	—
淨土宗	一五六六	一二四四	—	—	—	—	—
真言宗	一四八〇	一二〇八	—	—	—	—	—
曹洞宗	八二七四	六五五五	—	—	—	—	—
臨濟宗	三二七二	二六八二	—	—	—	—	—
時宗	三五五九	二六八三	—	—	—	—	—
融通宗	九〇七	六九五	—	—	—	—	—
黃蘗宗	四九〇	二八九	—	—	—	—	—
律宗	—	—	—	—	—	—	—
邪宗	—	—	—	—	—	—	—
不備	—	—	—	—	—	—	—
合計	一〇,二七五	八,一八五	一〇	—	—	—	—

表六十二第訟訴事刑

ス照對ニ名廳テ以ヲ門宗

廳名	宗門	刑名									
		合計	公免減 等無科 自千日 至百日 至三年 至十年	終身	絞	斬	梟	讞諸律諸罰則			
大審院	神道	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京上野	神道	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同巡	神道	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東葉	神道	二八三	二〇二	—	—	—	—	—	—	—	—
千代	神道	八三	六八	—	—	—	—	—	—	—	—
横濱	神道	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
足柄	神道	一〇三	八〇	—	—	—	—	—	—	—	—
水戸	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
熊谷	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
名古	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
靜岡	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
新濱	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
新川	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
相模	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
新松	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
筑摩	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
琉球	神道	一七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	神道	一,九三三	一,五二〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—

廳名

宗門

山鳥濱嶋松名高高香愛松敦石金北飾豐岡神度会和奈塚大滋京同大	口縣縣縣江縣縣知縣縣山縣縣澤縣縣縣戶縣縣縣縣縣縣縣縣縣	神道	天台宗	真言宗	淨土宗	禪宗	曹洞宗	臨濟宗	真宗	日蓮宗	時宗	融通宗	普賢宗	律宗	和教	儒教	佛教	不分明	合計
三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
...

合計

合計

廣山口	山城	宮城上	同巡	青森	青森	秋田	仙臺	岩手	宮城	宮城	磐城	山形	鶴岡	鶴岡	福島	福島	若松	磐城	函館	長崎上	長崎巡	同巡	長崎	福島	小倉	三浦	三浦	佐賀	熊本	熊本	大分	鹿兒島				
八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一	八二一		
...

刑事訟第二十七表

婦女ノ刑名罰名ヲ以テ宗門ニ對照ス

宗門	刑名						
	神道宗	天台宗	淨土宗	禪宗	曹洞宗	臨濟宗	日蓮宗
宗門	道	宗	宗	宗	宗	宗	宗
	言	台	土	洞	濟	蓮	通
	明	宗	宗	宗	宗	宗	宗
合計	一七九	二七九	一〇六	七六	四八	八三	七六
全員	一七九	二七九	一〇六	七六	四八	八三	七六
等無料	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
自十日	一	一	一	一	一	一	一
自一年	七	四	二	二	二	二	二
自五年	三	三	一	一	一	一	一
終身	一	一	一	一	一	一	一
斬	一	一	一	一	一	一	一
梟	一	一	一	一	一	一	一
誣謗律	一	一	一	一	一	一	一
諸罰則	一	一	一	一	一	一	一

前 / 續 / 手

廳名	官崎縣		宗門
	開拓使	合計	
神道	一八五	一	神道
天台宗	七九	一五八	天台宗
淨土宗	一八〇	二八	淨土宗
禪宗	八七	一七	禪宗
曹洞宗	八七	四九	曹洞宗
臨濟宗	二六	三九〇	臨濟宗
真宗	二六	五四	真宗
日蓮宗	九〇	九	日蓮宗
時宗	四八	二	時宗
融通宗	四九〇	三	融通宗
黃檗宗	五	一	黃檗宗
律宗	二	一	律宗
邪獲教	一	一	邪獲教
備教	二	一	備教
不明	二	一	不明
合計	一〇九九	四三	合計

第二十八表

テ廳名ニ對照ス

仙臺縣	秋田縣	青森縣	廣島縣	山口縣	山形縣	鳥取縣	濱松縣	嶋根縣	松東縣	名高縣	高知縣	香川縣	愛媛縣	松山縣	敦賀縣	石川縣	金澤縣	北條縣	飾磨縣	豐岡縣	岡山縣	神戶縣	度會縣	和歌山縣	奈良縣	堺縣	大阪府	滋賀縣	京都府
合	計																												

八十五

刑事訴訟

婦女子ノ宗門ヲ以テ

大坂上等巡	岐阜縣	長野縣	松本縣	新川縣	相模縣	新潟縣	濱松縣	山梨縣	靜岡縣	靜岡縣	三重縣	愛知縣	愛知縣	名古屋	熊谷縣	枳野縣	茨城縣	水戸縣	足利縣	神奈川縣	橫濱縣	千葉縣	東京府	同巡	東京上等				
合	計																												

廳名

宗門

神道 天台宗 真言宗 淨土宗 禪宗 曹洞宗 臨濟宗 眞宗 日蓮宗 時宗 融通宗 普樂宗 不分明 合計

キ・續ノ前

廳名

宗門

神道 天宗 眞言宗 淨土宗 禪宗 曹洞宗 臨濟宗 眞宗 日蓮宗 時宗 融通宗 黃檗宗 不分明 合計

廳名	神道	天宗	眞言宗	淨土宗	禪宗	曹洞宗	臨濟宗	眞宗	日蓮宗	時宗	融通宗	黃檗宗	不分明	合計
岩手縣	二													六
宮城縣					二									二
磐井縣														一
山形縣	一													一
鶴岡縣					二									二
置賜縣														一
福嶋縣														一
福嶋縣														一
若松縣														一
磐前縣														一
函館縣														一
長崎上等														一
同巡回														一
長崎縣														一
福嶋縣														一
小倉縣														一
三浦縣														一
三浦縣														一
佐賀縣														一
熊本縣														一
熊本縣														一
大分縣														一
鹿兒島縣														一
宮崎縣														一
開拓使	一	三	四	四	四	一	二	一	一	一	一	一	一	一六

合計

合計

總計

一七八	二七九	一〇六〇	九五六	四八三	七八四	二〇二	二四九四	六四七	一一	二二	三	三六	二八	四四
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	----	----	---	----	----	----

前ノ續キ

鳥取縣 山口縣 廣山縣 青森縣 秋田縣 岩手縣 仙臺縣 宮城縣 磐城縣 山形縣 福嶋縣 若松縣 磐前縣 函館縣 長崎縣 福崎縣 小倉縣 三浦縣 佐賀縣 熊本縣 熊本縣 大分縣 開拓使

總計	開拓使	大分縣	熊本縣	熊本縣	佐賀縣	熊本縣	三浦縣	佐賀縣	三浦縣	小倉縣	福崎縣	長崎縣	福崎縣	函館縣	長崎縣	福嶋縣	若松縣	磐前縣	山形縣	福嶋縣	山形縣	磐城縣	宮城縣	仙臺縣	岩手縣	秋田縣	青森縣	廣山縣	山口縣	鳥取縣			
三三三	二	八六	一七	二一	一五	九	五八	一	二	六	一	二	一	二	二	一	二	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一		
三三三	二	八六	一七	二一	一五	九	五八	一	二	六	一	二	一	二	二	一	二	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一		
二〇																																	
九七	一九	一				八				二	七	一																					
六九	九三	一三			一	四	五	三		五	三	九																					
三八	五九	二			七	三				一	八	一																					
二二	一五	一			三	一				七	二	一																					
三一	五	三								一	七																						
四九	五	一				六	三			一	六	二																					
二	一																																
二																																	
六																																	
三																																	
五八	九					二				三	四	二																					
一																																	
二																																	
一																																	
三三	五					四				七	〇	八																					
三											三																						
一	一					一																											
五																																	
一三	三					一					二																						
一	一					一																											
一																																	
六九	七	一	一	五							四					三													一	二	八		一
二七	二	五	二	一	一	四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

刑 事 訴 訟 第 三 十 三 表

大 審 院 取 扱 件 數 人 員 以 テ 目 的 照 對 ス

其 一

取 扱 種 類	處 分		總 計	件 數	人 員
	越 高	新 規			
國事犯重大件數内禁獄ニ處ス	二	二	二	二	六
國事犯重大件數内無罪ニ歸ス					
國事犯重大件數内死亡					
國事犯重大件數内檢事ニ差戻					
本院訟庭ニテ偽証ヲ述ルヨリ懲役ニ處ス					
囚人上告理アルヲ以テ破毀	一	一	二	一	一
囚人上告理ナシト決ス	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
囚人上告手續違フ等ヨリ不受理	八	八	一六	八	二四
囚人上告願下	一	一	二	一	一
規則外者代テ上告ニ依リ不受理	七	七	一四	七	一三
檢事上告ノ囚人罪案無之ニ差戻	二	二	四	二	一
地檢察官上告手續ヲ經由サルニ依リ差戻	二	二	四	二	三
檢事上告理アルヲ以テ破毀	一	一	二	一	九
檢事上告理ナシト決ス	一	一	二	一	一
地方檢察官上告理アルヲ以テ破毀ス	一	一	二	一	二六
地方檢察官上告理ナシト決ス	一	一	二	一	二
未 決					
計	八	八	一六	八	一五二
國事犯重大事件々數取調中					
判事犯罪事件々數取調中					
上告刑事件數取調中					
計	三	三	六	三	四五
	七	七	一四	七	六四

其 二

死 罪 案 取 扱 種 類	處 分		總 計	件 數	人 員
	越 高	新 規			
罪案通り批可送還	二	二	四	二	三
罪案ヲ否トシ更ニ擬律還付					
布告條例ヨリ可處分旨指令					
越獄首報スルヲ以テ上告ヨリ掛合旨付差戻					
布告ヨリ送還					
審問中逃亡ヨリ返却					
未 決					
計	二	二	四	二	三
取調中					
	三	三	六	三	三
	九	九	一八	九	九六

上等裁判所刑事取扱件數人員ヲ以テ目對照ス

上等裁判所刑事取扱

取扱種類

件數

人員

計

越 高
新 規

處分濟

當廳ニ取扱キ廉無之ニ付原裁判所ニ還付
書類取調ノ檢事ニ還付
懲戒例公布ニ付本省ニ差出
口供甘結セ入病死
事故有之不論其罪
不審筋無之ニ付無構
取調中

拘 留
不 拘 留
責 付

各府縣裁判所并各縣ヨリ送呈終身懲役罪案取扱

越 高
新 規

罪案審批濟

罪案再調ノ廉有之ニ付書類還付
死ニ入ルヘキ者ニ付書類還付
懲役十年以下ニ付書類還付
懲役十年以下ニ審批シテ原裁判所ニ還付
差戻ヲ請フニヨリ還付

取調中

各府縣裁判所並各縣ヨリ差出死罪案取扱

司 法 省 裁 判 所 ヲ 引 繼
新 規

大審院批可濟原裁判所ニ還付
鶴岡臨時裁判所ニ處分濟
大審院更ニ擬律濟原裁判所ニ還付
條例ヨリ原裁判所ニ還付
懲役終身以下ニ審批シ原裁判所ニ還付
罪案再調ノ廉有之書類還付
伺中罪囚死去届出書類還付
伺中及獄逃走ニ付書類還付
死罪及サル者ニ付大審院ヨリ書類還付
差戻ヲ請フニヨリ還付

大審院ニ差出中
取調中

取扱種類	件數				人員	計
	東京	大坂	宮城	長崎		
越 高 新 規	三	二五	一	一	二九	三
處分濟	四二	四一	四三	四三	一六二	一五二
當廳ニ取扱キ廉無之ニ付原裁判所ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
書類取調ノ檢事ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
懲戒例公布ニ付本省ニ差出	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
口供甘結セ入病死	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
事故有之不論其罪	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
不審筋無之ニ付無構	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
取調中	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
拘 留	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
不 拘 留	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
責 付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
計	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
罪案審批濟	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
罪案再調ノ廉有之ニ付書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
死ニ入ルヘキ者ニ付書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
懲役十年以下ニ付書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
懲役十年以下ニ審批シテ原裁判所ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
差戻ヲ請フニヨリ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
計	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
司 法 省 裁 判 所 ヲ 引 繼 新 規	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
大審院批可濟原裁判所ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
鶴岡臨時裁判所ニ處分濟	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
大審院更ニ擬律濟原裁判所ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
條例ヨリ原裁判所ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
懲役終身以下ニ審批シ原裁判所ニ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
罪案再調ノ廉有之書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
伺中罪囚死去届出書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
伺中及獄逃走ニ付書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
死罪及サル者ニ付大審院ヨリ書類還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
差戻ヲ請フニヨリ還付	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
計	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
大審院ニ差出中	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
取調中	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
計	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五
計	一四二	一九四	四三	四三	二二二	二五